

大阪弁護士会主催シンポジウム

知る権利が危ない！ Part II

「秘密保全法で警察不祥事も隠される！？」

2013年(平成25年)4月20日(土) 13:30~16:30

於 大阪弁護士会館2階ホール

司会 大阪弁護士会

秘密保全法問題検討プロジェクトチーム

副座長 向井啓介

委員 中務未樹

進 行 次 第

開 会

開会挨拶 大阪弁護士会 副会長 矢倉昌子

基調報告

元北海道警察釧路方面本部長・市民の目フォーラム北海道代表
原田宏二氏

特別報告

愛知県弁護士会 弁護士
新海聡氏

裁判報告

秘密保全法問題検討プロジェクトチーム 委員
豊永泰雄

寸 劇

出演 大阪弁護士会弁護士有志

パネルディスカッション

パネリスト

立命館大学法科大学院法務研究科教授 市川正人氏
元北海道警察釧路方面本部長・市民の目フォーラム北海道代表 原田宏二氏
劇団リリパットアーミーII座長 わかぎ 忍 氏

コーディネーター

秘密保全法問題検討プロジェクトチーム

事務局長 太田健義

総 括

開会挨拶

秘密保全法問題検討プロジェクトチーム

座長 大江洋一

大阪弁護士会提供
ラジオ番組



弁護士の成金袋 MBSラジオ(毎日放送)1179kHz

ほな行こか〜(〇〇)ノ

毎週月曜日午後7時~午後7時30分 放送中!

【番組内容】皆さん、弁護士って聞いてどう思います?「法律って難しいしな〜」と思ってる人、「私には関係ないわ〜」と思ってるあなた。そんなことはございません。弁護士によるええ〜話から、ちょっと役に立つ話まで放課後気分、いろいろと語ります。

【出演者】■水野 晶子(毎日放送アナウンサー)

■大阪弁護士会所属弁護士

パネリスト紹介

市川正人氏

1984年京都大学大学院法学研究科を単位取得退学され、京都大学法学部助手、三重大学人文学部講師・助教授、立命館大学法学部教授を経て、立命館大学大学院法務研究科（法科大学院）教授をされています。2002年から2007年まで司法試験考査委員をされ、著書として、『ケースメソッド憲法（第2版）』（日本評論社、2009年）、『いま、憲法学を問う』（共編著、日本評論社、2001年）、『表現の自由の法理』（日本評論社、2003年）、『現代の裁判（第5版）』（共著、有斐閣、2008年）などがあります。

原田 宏二氏

北海道札幌市出身で、北海道警察釧路方面本部で本部長を務められました。元北海道警察のナンバー3で裏金に直接関与する立場にあった者として2004年に北海道警察の裏金問題を告発されました。現在は、「市民の目フォーラム北海道」代表として、講演等を通じて警察の実態を知らせる活動や国賠訴訟の支援など、警察改革を求めて活動されています。著書として、『警察内部告発者』（講談社 2005年）、『警察 VS 警察官』（講談社 2006年）『たたかう警官』（ハルキ文庫 2009年）、『警察崩壊 つくられた“正義”の真実』（旬報社 2013年）などがあります。

わかぎゑふ氏

大阪府出身で、女優、演出家、劇作家、エッセイストです。劇団リリパットアーミーIIに所属し、座長を務められています。2000年に（財）大阪市女性協会きらめき賞、2001年にラックシステム「お祝い」の作・演出で大阪舞台芸術奨励賞を受賞されました。2009年、新神戸オリエンタル劇場芸術監督に就任されました。著書として、「OL放浪記」（集英社 1995年）、シナリオを書き下ろしたアニメに「リトル・チャロ」があります。

国会議員からのメッセージ(敬称略・順不同)

氏名	衆・参	政党
竹本 直一	衆議院議員	自由民主党
左藤 章	衆議院議員	自由民主党
辻元 清美	衆議院議員	民主党
前川 きよしげ	参議院議員	民主党



本日のシンポジウム「知る権利が危ない！Part II 秘密保全法で警察不祥事も隠される!?」の御開催、心よりお慶び申し上げます。

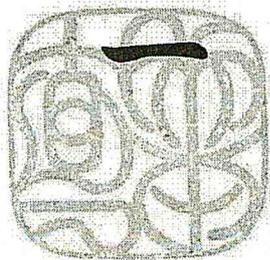
平素より皆様方にはひとかたならぬ御支援を賜り、誠に有難うございます。
藪野 恒明会長をはじめ、関係各位の御尽力に敬意を表しますと共に、本日御参会の皆様のご活躍をお祈り申し上げます。

平成二十五年四月二十日

自由民主党大阪府支部連合会会長

衆議院議員

竹本直



シンポジウムの開催を
お慶び申し上げます
ご参加皆様が健祥
で意義深いひとときを
過されれます様お祈
り致します

衆議院議員

左藤 章

メッセージ

大阪弁護士会シンポジウムのご開催おめでとうございます。

大阪弁護士会が基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、ご奮闘くださいますようお願いしています。

本日のシンポジウムのご盛会を祈念いたしております。

2013年 4月20日



衆議院議員

辻元 清美

<http://www.kiyomi.gr.jp>

大阪弁護士会シンポジウムご開催にあたり、先生方並びに関係各位の日頃の

ご活動に、心より敬意を表します。

本日はご案内を賜りましたが、地元での講演の先約があり、伺うことがかない

ません。誠に残念です。

頂いたご案内にもあります通り、「知る権利」をはじめ、言論の自由を守るため、

これからも民主党の法務部門責任者として、努力を続けて参る所存です。

引き続き、宜しくご指導賜りますようお願い申し上げます。

大阪弁護士会の益々のご発展と、本日も参集の先生方、関係各位の益々のご活躍と

ご健勝を祈念申し上げます。

二〇一三(平成二五)年四月二〇日

参議院議員

前川清成



大阪弁護士会

会長 福原哲晃 先生

参議院議員(奈良県選挙区)・弁護士

前川きよしげ

E-mail maekawa@maekawa-kiyoshige.net
URL <http://www.maekawa-kiyoshige.net>
Twitter http://twitter.com/k_maekawa



資料目録

資料番号	資料	ページ
1	「警察の隠ぺい体質と秘密保全法」	P.1
2	秘密保全法立法過程情報公開と市民への2つのリスク	P.2～P.8
3	日弁連:秘密保全法制のあらまし・問題点	P.9～P.11
4	日弁連:秘密保全法制に反対する決議	P.12～P.17
5	全国弁護士会の取組について	P.18～P.21
6	主要な情報漏えい事件等の概要	P.22
7	現行法制の罰則との比較	P.23
8	秘密保全のための法制の在り方について(報告書)概要	P.24～P.29
9	各紙新聞記事・社説	P.30～P.44

「警察の隠ぺい体質と秘密保全法」(H25.4.20 大阪弁護士会館)

市民の目フォーラム北海道 代表 原田 宏二

1 警察の三大腐敗現象と隠ぺい体質(閉鎖性)

- 組織的な裏金つくりと裏金隠し(24都道府県で発覚、氷山の一角)
- 冤罪(氷見事件、志布志事件、足利事件、布川事件、大阪母子殺人放火事件、東電OL殺人事件等)と隠れ冤罪(不起訴事件、誤認逮捕事件)
- 組織的怠慢捜査(繰り返されるストーカー事件等の失態)と警察官犯罪(懲戒処分458人、逮捕者93人)

2 警察が保有する秘密

- 秘密文書(極秘、秘、取扱注意)
- データベース(犯罪歴、指名手配、家出人、指紋、写真、犯罪手口、暴力団情報、DNA、Fファイル、案内簿、運転免許等)
- 捜査記録(被害届、供述調書、捜査報告書、実況見分調書、捜査関係事項照会書、逮捕状等)
- 警備・公安情報(日本共産党等の政党、極左、右翼、テロリスト、カルト集団、労働組合、オンブズマン等の市民団体等)
- 内部管理情報(人事・組織、予算・会計書類～旅費・捜査費等)

3 警察の非開示情報(情報開示請求、国賠訴訟から)

- 警察官の氏名、○ 捜査本部編成表、○ 捜査協力者、○ 捜査費の予算単価
- 会計書類、○ 指導監督ファイル、○ 事件指揮簿、○ 検視調書

4 警察の組織的情報漏えい

- 公開される監視カメラ映像、逮捕・捜索現場、指名手配被疑者(懸賞金)
- 「報道メモ」という名の情報提供
- 部外に提供される暴力団情報(暴力団排除条例)
- 島田伸助さん問題、八百長相撲問題にみる世論操作
- 警視庁外事三課の公安テロ情報流出事件

5 組織防衛のための内部体制

- 監察課(不祥事対策、国賠訴訟対策)
- 広報課(警察記者クラブ対策)
- 公安課(政治思想調査～採用、スパイ潜入対策)

6 秘密保全法で予想される影響

- 情報公開制度の一層の形骸化
- 情報公開請求者は要視察対象
- 警察官の公益通報(内部告発)
- マスコミの調査報道
- 警察発表に依存する記者クラブ

秘密保全法立法過程情報公開と 市民への2つのリスク

資料

2



2013.4.20

at 大阪弁護士会館

大阪弁護士会

シンポジウム

新海聡(NPO法人 情報公開
市民センター 理事長)



秘密保全法の立法過程 開示請求

有識者会議(H23年1月～)

議事録作成せず。

* 立法は官僚が主導

→では ・官僚が検討している法案と

・議論の中身を

情報公開請求してみよう！



秘密保全法の立法過程 請求先など

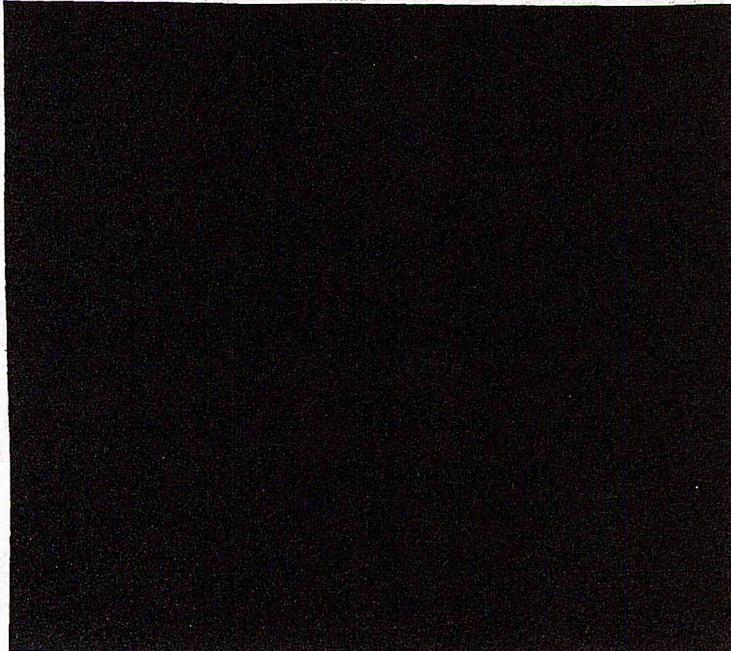
- ・請求先: 内閣官房 内閣情報調査室
- ・請求日 H24年3月26日+10月15日
- ・対象文書「秘密保全法制に関する
法令等協議、法令以外の協議」に関する文書
- ・一部不開示決定
H24年5月28日 (H23.8-10の資料)
H24年9月27日 (H23.11-H24.3の資料)
H24年12月14日 (H24.3.27-H24.4の資料)



特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子



法案・協議内容
全部非公開

第2 留意事項





秘密保全法の立法過程 決定内容

(1) 法案だけでなく、省庁間での議論のほとんどが法5条5号、6号で不開示

理由: 国民の間に以下のおそれ

- ・未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせる
- ・率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる
- ・今後の法案化作業に支障が及ぶなど、内閣情報室の事務の適正な遂行に支障をおよぼす



秘密保全法の立法過程 決定内容

(2) 公にすることを伝達することなく諸外国の行政機関等から入手した情報も法5条3号不開示

理由「他国との信頼関係を損なうおそれやそれによって今後の調査研究に支障が及ぶ」

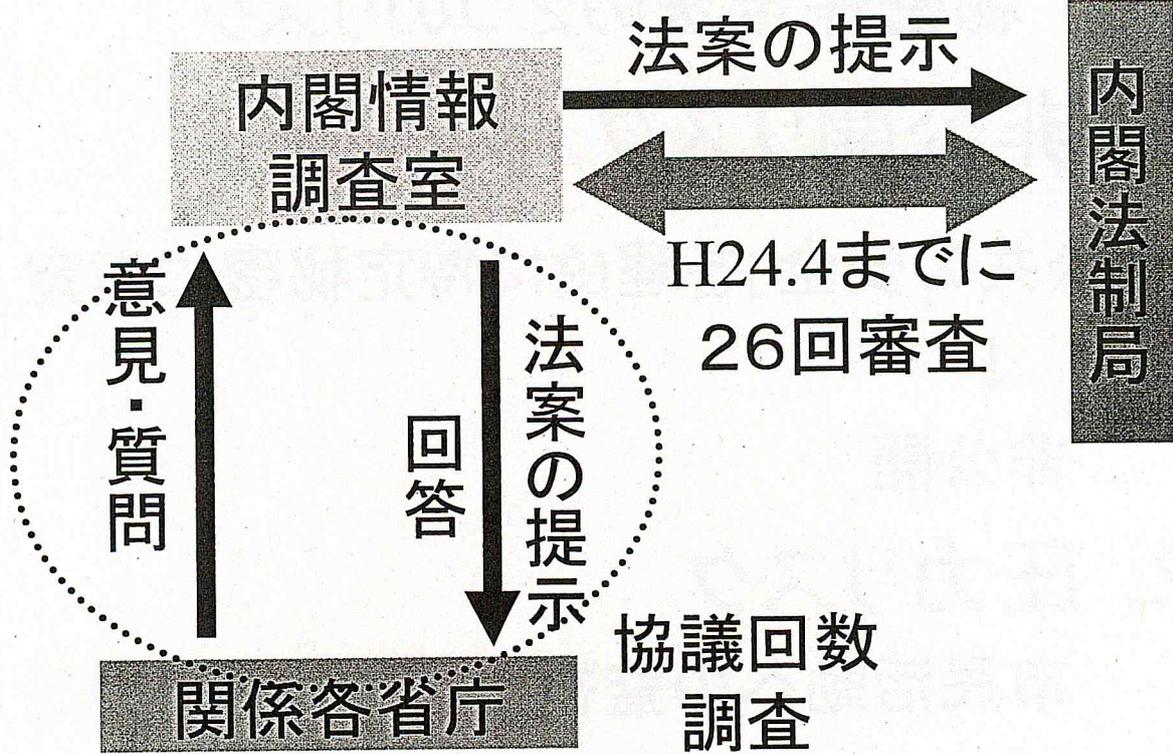
(3) その他課長職未満の職員や防衛省の職員の氏名(1号、3号)

→名古屋地裁に提訴(H24.11.21)

開示文書 <http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>



法令協議の状況



内閣情報調査室と 協議先の機関(回数)

警察庁	25回	外務省	18回
内閣官房	12回	防衛省	11回
公安調査庁	5回	経済産業省	4回
法務省	3回	海上保安庁	3回

→警察庁が熱心



市民にとっての 秘密保全法の2つのリスク

1. 非公開リスク

「公共の安全」を理由に特定秘密に指定



非公開

2. 圧カリスク

市民活動への監視



1. 非公開リスク

	現在	秘密保全法が できたら
防衛・外交・ 公共の安全	3号4号で ×	特定秘密指定 ×
審議検討・ 事務事業	5号6号で ×	特定秘密指定 +4号 ×
上記以外	開示 ○	特定秘密指定 4号 ×



2. 圧カリスク

- ・内部告発募集→そそのかし？
- ・「特定秘密」と知らずに得た情報を元に追及
→当局が「どこから情報を得たか聞きたい、
パソコン見せてほしい」
→内部告発者との接触の有無を監視

市民活動への圧力



秘密保全法の立法過程から見えるもの

- ①平成24年3月時点で法案化完了
→いつでも国会に提出できる
- ②できるだけ議論をさせない作為
→法案の開示による反対世論の形成に警戒
→国論を二分しかねない重要な事項については、できる限り非公開にしたい
→同じことは国家安全保障基本法や
憲法改正についても？



忍び寄る

国家安全保障基本法案の影

平成24年7月12日 自由民主党が発表

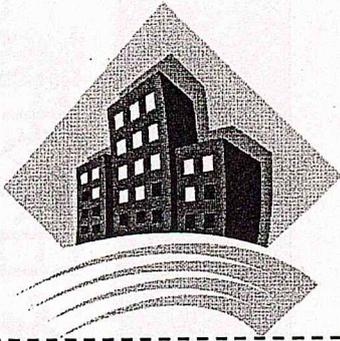
<http://www.jimin.jp/activity/news/117612.html>

第3条3項(国及び地方公共団体の責務)

国は、我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、法律上・制度上必要な措置を講ずる。

秘密保全法制のあらまし

特別秘密 = 政府等において特に秘密にする必要があると判断した情報



政府、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者等

海外での自衛隊の活動

原発事故

沖縄密約

TPP交渉

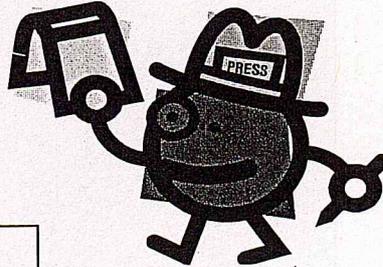
・・・などに関する情報

<内部告発>

過失による場合、未遂も含め漏洩として処罰される

<取材・アクセス>

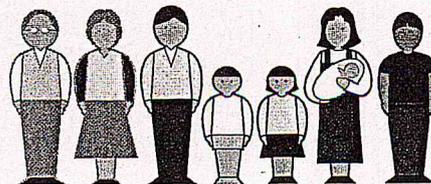
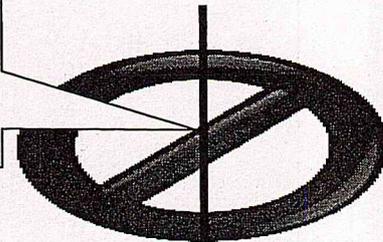
漏えいの教唆、特定取得行為として処罰される



報道機関・NPO・企業
・労働組合・研究者 等

<報道・公表>

秘密漏えいの共犯などとして処罰される



一般市民（主権者）

秘密保全法制の問題点

規制の対象

国の行政機関だけではなく、独立行政法人、地方自治体、民間事業者、大学など…
⇒重要そうな情報があるところ、全て

人の監視

・情報管理をする者やその周辺の人々の私生活を詳しくチェックし監視、秘密漏えいを防ぐ
⇒プライバシー侵害の危険が大きい!

秘密の範囲

- ①国の安全
- ②外交
- ③公共の安全・秩序維持
⇒市民生活関連情報（例えば原発事故の情報なども）が含まれる

罰則

- ・「特別秘密」の範囲不明確
⇒処罰範囲が曖昧
⇒罪刑法定主義に反する
- ・過失犯、未遂、共謀、独立教唆、扇動
- ・特定取得行為
⇒最高裁判例より広い取材活動の制限

保全の対象＝「特別秘密」

保有者本人の判断
⇒恣意が入り込む余地が大きい

憲法との関係

- ・知る権利などの侵害
- ・国民主権の空洞化

JBA 日本弁護士連合会

情報公開法改正と秘密保全法制

いま、情報公開
は不十分

- ・ 情報公開法の解釈運用が消極的
- ・ 原告勝訴判決が続出

情報公開法の
改正が必要

- ・ 「知る権利」の保障を明文化
- ・ 情報提供制度の充実
- ・ インカメラ審理の導入
- ・ 不開示情報の範囲を限定…など

しかし、改正法
案は1年以上
たなざらし！

- ・ 2011年4月に国会に上程されて以降、審議は一向に進まず
(改正法案＝行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案)

…そこへ、
秘密保全法制
の動きが

- ・ ① 国の安全、② 外交、③ 公共の安全・秩序の維持に関わる情報を、「特別秘密」に指定
→ 秘密保全法制は情報公開を空洞化させる！

国民に見せること、国民に隠すこと、
いま、どちらが大切なのか！？

JFBA 日本弁護士連合会

秘密保全法制に反対する決議

2012年(平成24年)5月25日
日本弁護士連合会

政府が国会への提出を目指す秘密保全法案は、「特別秘密」という曖昧広範な概念を設定し、それを取り扱う者を管理する適性評価制度を導入すること及び刑罰を強化すること等によってそれを保護しようとするものである。

しかし、同法案を中核とする秘密保全法制が、国民主権、民主主義及び知る権利をはじめとする国民の諸権利に重大かつ深刻な影響を与えることは明らかである。その具体的理由は、以下のとおりである。

まず、秘密保全法制検討のきっかけとなったといわれる尖閣諸島沖漁船衝突映像の流出は、国家秘密の流出とすべき事案とは到底いえないものである。また、立法事実とされている他の事案については、発覚直後に原因の解明・分析が行われ、再発防止のための具体的な対策が立てられているため、刑罰強化、適性評価制度等について立法を必要とする理由を欠いているといわざるを得ない。

さらに、「特別秘密」の概念は曖昧広範で、しかも、それを作成・取得した行政機関が「特別秘密」の指定を行うため、特に政府の違法行為、国民への虚偽説明が判明するような情報が「特別秘密」として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。その上、「特別秘密」の概念が不明確であるため、刑罰規定の構成要件も不明確であり、過失、独立教唆、煽動、共謀まで処罰されるのであるから、処罰範囲を想定することは著しく困難であり、罪刑法定主義に反するおそれがある。

一方で、取材及び報道の自由に対する影響も大きく、取材等により「特別秘密」を入手しようとする行為も「特定取得行為」、「漏えい」の教唆として処罰される。不明確な「特別秘密」の「漏えい」や取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。また、適性評価制度は、プライバシー等々の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。

秘密保全法制は、このように問題を有しており、国民的な議論が必要とされるにもかかわらず、検討過程は録音も議事録もなく、意図的な情報隠しがなされている。その提案過程及び法案検討過程は情報公開を徹底し、当該法制の立法の是非及び内容を誰もが検討し、適宜、的確な意見をいえるようにすべきである。今、我が国において速やかに実現されるべきは、情報公開の一層の推進と情報公開法の早期改正である。秘密保全法制は、あるべき情報公開の流れに反し、我が国の民主主義を著しく後退させるものであることが明らかである。

よって、当連合会は秘密保全法案の国会提出に反対し、ここに決議する。

提 案 理 由

第1 これまでの経過

1 概要

2010年12月、政府は、内閣官房長官を委員長、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁の官僚等を委員とする、政府における情報保全に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。

検討委員会は、有識者会議を開催することができるとされており、これを受けて、同月から、情報保全システムに関する有識者会議（以下「システム有識者会議」という。）での、2011年1月から、研究者等からなる秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）での検討がそれぞれ開始された。

システム有識者会議は、同年7月1日に「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し必要と考えられる措置について」（以下「システム報告書」という。）を、有識者会議は、同年8月8日に「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）を、それぞれ公表した。システム報告書は情報システムに関する内容である。報告書は、刑罰、適性評価制度等により特別秘密を保全することを内容とする秘密保全法制（以下「秘密保全法制」という。）の速やかな法制化を求めらるものである。

同年10月7日、検討委員会は、報告書の内容に沿って今国会へ提出に向けた法案化作業を進めることを決定した。

2 不十分かつ閉ざされた議論しなされていけないこと

当連合会は、2010年1月22日、当時秘密保全法制について検討していた情報保全の在り方に関する有識者会議等に対し、「情報保全の在り方に関する有識者会議の透明化についての要望書」を提出し、秘密保全法制の検討に関わる有識者会議の議事録の作成及び公開を求めている。

ところが、検討委員会、有識者会議とも議事録が作成されず、録音もされていないなかった。これは意図的な情報隠しであり、説明責任の否定である。

報告書の内容は、政府側から提出された事務局案をほぼそのまま受け入れられており、検討委員会は、開催時間が1回につき10分から30分程度というごく短時間のものであり、各論点について深く議論されたとは到底いえない。

このような議論経過は、それ自体が国民民主権原理を蔑ろにするものである。

第2 目的の不明確性

立法の目的は個々の条文の解釈指針となるものである。報告書では、「我が国の利益を守り、国民の安全を確保」することが立法の目的とされている。

秘密保全法制の法文にこのように多義的、不明確な目的がそのまま入るとすれば、「特別秘密」等個々の条項がいかにようにも解釈され得ることになりかねない。

第3 有識者会議が指摘するような秘密保全法制の立法事実がないこと

秘密保全法制は後記のとおり、知る権利等の人権を侵害する可能性が高いことで、これが許容されるためには立法事実の存在が慎重に検討されなければならない。

報告書が掲げる事案では情報の物的な管理の不適切さが情報漏えいの原因となっている。その意味では、情報の物的な管理の適切さが重要である。よって、刑罰強化、適性評価をすべき立法事実はない。また、報告書において立法事実とされている各事案（「ボガチョンコフ事件」、「内閣情報調査室職員による情報漏えい事件」等）では発覚直後に原因の解明・分析が行われ、再発防止のための具体的な対策が立てられている。

また、同じく報告書において立法事実とされている「尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案」については、当事者の中国漁船の船長が既に釈放され帰国しており、日本国内に立ち入らない限り我が国の刑事裁判を受ける可能性がないことから、本件ビデオ映像が刑事訴訟のための証拠として使用される可能性もなくなっている。したがって、本件ビデオ映像は、形式的にも秘密扱いされておらず、多くの職員がアクセス可能であった上に報道によって概要が明らかにされた時点で、既に実質的に秘密として保護するに値すると解することが困難となっていた。実際、元海上保安官は、国家公務員法違反により起訴すらされていないが、これは実質的に秘密とするに値しないものであったことが重要な判断要素になっているからである。このように、実質的に秘密とするに値せず、そもそも海上保安庁内における適切な情報管理により防止し得た情報の「漏えい」をもって、秘密保全法制を立法する必要性の裏付けとすることはできない。したがって、これらと別に新たに秘密保全法制をつくる必要はない。よって、秘密保全法制の立法事実は存在しない。

第4 「特別秘密」について

1 「特別秘密」の範囲・定義について

(1) 「特別秘密」の範囲が広範であること

ア 対象事項の拡大

報告書では、秘密保全法制の対象となる「特別秘密」について、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の3分野を対象とするという。

これは、③が新たな項目として加わっている点を見るだけでも、1985年の国会に提出され、国民世論の反対のため廃案とされた「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(以下「国家秘密法案」という。)と比較して、秘密の範囲が拡大されている。しかも、国家秘密法案では、外交情報も防衛上秘匿することを要するものだけが適用対象であったが、報告書では外交情報全般に拡大されている。

これは、かつて廃案とされた国家秘密法案よりも、国民に知らせない情報の範囲を拡大し、国民の知る権利を一層制限するものである。

イ 「公共の安全及び秩序の維持」について

報告書で新規に対象とされた「公共の安全及び秩序の維持」は、警察の所掌事務としても規定されているが、警察の所掌する事務全般を越えて、「特別秘密」に指定される可能性をはらんでいる。警察その他の行政機関が不都合であると考えれば何でも「特別秘密」とされるおそれがある。

(2) 「特別秘密」の定義と判断者について

報告書は、「自衛隊法の防衛秘密の仕組みと同様に、特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくことが適当」とし、あたかも十分な歯止めがあるかのように述べている。

しかし、自衛隊法別表第四は極めて抽象的な規定の仕方になっており、これをまねるのであれば限定機能はない。

「高度の秘匿の必要性が認められる」との限定要件についても、抽象的で、行政機関が自ら認定するのであるから、有効に機能することは期待できない。行政機関の違法行為や、説明責任に反して主権者に隠蔽している行為等について、恣意的な判断に基づく情報隠しが可能になってしまう。

例えば、沖繩返還についての密約を裏付ける文書を外部に漏らしたとして、文書を授受した記者らが国家公務員法違反により有罪判決を受けたが、政府は一貫して密約の存在を否定し続けた。2002年に密約を裏付ける公文書が発見されても、政府は今なお密約の存在を認めていない。

このように、政府は、政府の違法な活動、国民に対し虚偽の説明をしてきた活動についての情報を、国家公務員法上の「秘密」に該当するとし、国民に隠してきた。秘密保全法制は更なる隠蔽の後ろ盾を与えるものである。

第5 適性評価制度について

1 概要

報告書は、「特別秘密」を、特別秘密を取り扱うにつき適性を有する者に限って取り扱わせることが必要であるとしている。

そのための手段として、報告書は法制度として適性評価制度を導入することを提案している。

適性評価制度は、秘密情報を取り扱わせようとする者(以下「対象者」という。)について、日頃の行いや取り巻く環境を調査し、対象者自身が秘密を漏えいするリスクや、対象者が外部からの漏えいの働きかけに応ずるリスクの程度を評価することにより、秘密情報を取り扱う適性を有するかを判断する制度である。

対象者は、特別秘密を作成・取得する業務、あるいはその作成・取得の趣旨に従い特別秘密の伝達を受ける業務に従事する者等であり、行政機関職員のみならず、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者・大学に勤務する者も含まれる。

しかし、適性評価制度は、実効性に疑問がある上、以下に述べるとおり、プライバシー権や思想・信条の自由等の侵害、差別的取扱いの危険性、適正手続との関係で問題がある。

2 実効性の欠如

適性評価制度は、一定項目について個人情報情報を収集し、これを分析し、適性を判断するというものである。

しかし、報告書に記載された「情報漏えい」事案を見ても、報告書で収集が予定されている情報に係る属性を持った人物が「情報漏えい」をしたものはない。つまり、報告書が適性評価制度において収集すべきとする個人情報情報を収集しても、「情報漏えい」をするおそれのある者を判別することはできない。適性評価制度にはそもそも実効性がない。

3 プライバシー権、思想・信条の自由、個人情報保護との関係について

(1) 調査事項

本法制では、対象者の適性を評価するための調査事項として、①人定事項(氏名、生年月日、住所歴、国籍(帰化情報を含む。)、本籍、親族等)、

②学歴・職歴、③我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズム等）への関与、④外国への渡航歴、⑤犯罪歴、⑥懲戒処分歴、⑦信用履歴、⑧薬物・アルコールの影響、⑨精神の問題に係る通院歴、⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴が予定されている。

(2) 調査事項の広範・不明確性

ア 広範なプライバシー情報の収集

前記のとおり、調査事項は広範に及んでおり、信用状態や精神の問題に係る通院歴等のセンシティブ情報も含まれている。

イ 思想調査の危険

調査事項のうち「我が国の利益を害する活動への関与」は、抽象的であり、行政機関の恣意的判断により、個人の政治活動や組合活動、更に思想・信条にまで踏み込んだ調査がなされる危険性がある。

例えば、情報公開請求、内部告発等により警察や外務省等の裏金を追及する活動も、当該行政機関にとっては、いたずらに不安をかき立てる行為として「我が国の利益を害する活動」であると評価されるおそれがある。

(3) 同意は調査を正当化する根拠にならない

本法制は、適性評価のための調査がプライバシーに深く関わる調査となることから、対象者の同意を得た上で調査を行うこととしている。

同意をしても、していても処遇が変わらないという保証がなければ、自由な選択とはいえない。適性評価のための調査では、同意しなければ、イナス評価を受けることが明らかであるから、同意は事実上強制されている。したがって、調査対象者の同意は、調査の正当化事由たり得ない。

(4) 調査対象者の広範性

本法制は、配偶者のように対象者の身近にあって対象者の行動に影響を与え得る者も調査の対象となっている。「対象者の行動に影響を与える者」という基準で考えれば、調査対象者は無限に広がるおそれがある。

しかも、本法制は、特別秘密取扱者の候補となっている対象者本人のみからの同意しか想定していないため、それ以外の者については同意なくして収集されることになる。これは、プライバシー権や思想・信条の自由の侵害である。

第6 罰則について

1 はじめに

前述したとおり、本法制においては「特別秘密」の要件が過度に広範で不明確である。よって、国民はそもそも如何なる情報が「特別秘密」として漏えい禁止の対象であるかが認識できず、何が処罰されるかについても予測できない。

しかも、本法制では、故意の漏えい行為のみならず、過失による漏えい行為、漏えい行為の未遂や共謀、独立教唆及び煽動、特定取得行為も処罰することとされている。ただでさえ過度に広範で不明確な処罰範囲の外延を更に不明瞭にするものである。総じて、罪刑法定主義に反するおそれがある。

以下、各別にその不当性を指摘することとする。

2 重罰化が不要であること

報告書が立法事実として掲げる「情報漏えい」事案を見ても、ほとんどの事案において起訴猶予か執行猶予判決となっている。

「ボガチョニコフ事件」では実刑判決が言い渡されているが、国家公務員法の法定刑の上限である懲役1年より短い懲役10か月処する判決であった。また、「ボガチョニコフ事件」を受け自衛隊法が「改正」され、防衛秘密の漏えいが5年以下の懲役に処せられ得るようになったが、その後、この規定により実刑判決を受けた事例は皆無である。

係る状況において、重罰化を進める必要性は全くない。

3 過失による漏えい行為について

本法制で注意義務の対象となる「特別秘密」は過度に広範かつ不明確である。したがって、国民は、どのような情報が「特別秘密」にあたり、どの情報の漏えいを避けなければならないかを判断することができない。よって、日常生活において普通に話している内容を捉えて、ある日突然「特別秘密」を不注意にも漏えいしたとして処罰されかねない。

4 未遂処罰について

我が国の刑法では、既遂処罰が原則であり、未遂の処罰は例外である。

これは、重大な法益について侵害発生危険性が高く、未遂処罰を行う必要があるとしても、これを行うに際しては、結果発生を待たないで処罰することによって生ずる不利益、すなわち処罰範囲の曖昧化や刑法の内心への介入を上回る未遂処罰の利益が認められる場合だけ行われるべきだからである。

この点、「特別秘密」の全てが国益を揺るがす重大な国家秘密というべきものかは疑わしい。また、「特別秘密」の外延が過度に広範かつ不明瞭であるということは、国民において、何が処罰の対象であって、本法制における犯罪の実行行為かよく認識できないままに、犯罪の実行行為たる行為に關

与してしまいう場合もあり得るといふことをも意味する。

よって、未遂処罰は許されない。

5 共謀行為・独立教唆及び煽動について

共謀行為・独立教唆及び煽動は、いずれも、実行行為が未だ存在しない段階の行為を処罰するものである。これは内心の意思を処罰するものであり、刑法の基本原則である行為責任主義に反する。

また、独立教唆行為については、その成立に被教唆者たる正犯者の決意は不要との見解もあるが、実行行為どころか犯行に向けた決意すらないことかからすると、おおよそ実害を生じていないのであるから、処罰の必要性には重大な疑問がある。

煽動行為については、独立教唆行為以上に成立範囲が不明確であり、正当な表現行為との境界はより曖昧である。これを処罰することは国民の表現活動を萎縮させるおそれがある。

6 特定取得行為の処罰について

報告書は、①財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入等、管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合、②欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合に特定取得罪が成立するとしている。

しかし、同時に報告書は、「特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上は認できない行為を手段とするもの」ともしている。そうすると、実際の条文では、「その他社会通念上は認できない行為を手段として特別秘密を取得する行為」が特定取得罪の構成要件に取り込まれる可能性がある。

その場合、どのような行為が「特定取得罪」に該当するか、判断が著しく困難になる。裁判例（横浜地判昭和32年2月11日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条（合衆国軍隊の機密を侵す罪）違反事件）では、横須賀市内のクリーニング業者が商売上の必要から、知人の米兵から「艦船の入出予定」等の情報を入手した件につき、酒食の提供とクリーニングの無償奉仕等を「特殊の友情関係を利用するという不当な方法」に該当するとして、懲役8か月の刑に処した例がある。こうした「不当な方法」と「社会通念上は認できない行為」とが同じ類型とされるとすれば、通常の交際関係も問題とされ、報道関係者の取材活動等は大きな危険にさらされかねない。

7 曖昧で広範囲な処罰規定のもたらすもの

本法制の下では、国家がその解釈と裁量の下、報道関係者だけでなく、出版関係者、フリーライター、さらにオンブズマン活動や反戦平和運動に関わっているような一般市民もある日突然犯罪者として処罰される可能性がある。

本法制の行き着く先は、「特別秘密」の機密保全を名目とした処罰を背景とする国民の生活全体を監視統制する社会であり、到底是認できない。

第7 機密保全法制が憲法の保障する人権を侵害すること

1 国民主権と機密保全法制

機密保全法制の罰則規定には取材等については前記した萎縮効果があり、国民主権原理から要請される国民の知る権利を侵害する。

2 学問・研究活動の自由、言論・表現の自由、出版の自由と機密保全法制

報告書は、「秘密の作成又は取得の主体」に、国立の研究所等を含む独立行政法人、民間事業者及び大学を挙げて、これらにも機密保全法制を適用させるとしている。ところで、科学技術の進歩には、自由な意見交換、情報公開が不可欠であり、学問・研究活動の自由、言論・表現の自由、出版の自由がそれを保障する。

先端科学技術は軍需と民需の両用であり、今やその境界はない。国民の福祉のため、科学技術の進歩は極めて重要であるが、それが軍需に取り込まれることで軍事秘密とされ、その結果、機密保全法制により学問・研究活動の自由、言論・表現の自由、出版の自由が侵害されることになりかねない。

これは決して杞憂ではない。今国会へ宇宙航空開発機構（JAXA）の設置法の改正法案（内閣府設置法等の一部を改正する法律案）が提出されている。同改正法案では、JAXAの業務を「平和目的に限り」とする従前の規定が改められている。

政府の安全保障政策、軍事政策は国家と国民の平和と安全、繁栄に関わる重要施策であり、国民主権と民主主義を基盤とする我が国では、国民による自由な言論と批判活動が肝要であり、専門家による研究発表の自由も保障されなければならない。

機密保全法制は、科学技術、安全保障政策、軍事政策に軍事秘密の網を被せて、学問・研究活動の自由、言論・表現の自由、出版の自由を侵害する。

3 思想・信条・良心の自由と機密保全法制

「特別秘密」を、我が国の国益について政府と異なる立場、良心や信念から、国民に知らせようと内部告発した場合、機密保全法制で厳しく捜査・処

罰され、社会的地位を失うことを覚悟しなければならぬ。その結果、内部告発が自主規制されることになる。それ自身が思想・信条・良心の自由の侵害である。

4 小括

以上のとおり、報告書が提言する秘密保全法制は、憲法の諸原理と根本的に矛盾抵触するものであり、是認できない。

第8 今なすべきは情報公開の推進である

我が国では、1982年以降、全国の市町村、都道府県に情報公開条例の制定が広がった。これに対し、国レベルでは各省庁の反対が強く、情報公開法の制定は1999年によりやく実現したものの、当初からその不十分さが指摘されていた。2001年4月から施行されたが、全体的に極めて消極的な運用で、不服申立てや情報公開訴訟が相次ぎ、申立人・原告の請求が認められる答申、判決が続出した。このような状況を打開すべく、当連合会は情報公開法の改正を提案し続け、2011年4月、当連合会の意見を部分的に採用した情報公開法改正案が閣議決定され、国会に提出されたが、未だに審議されていない。

情報公開を推進することこそが、日本国内の民主主義と、世界の紛争解決等に貢献するのである。現在なされるべきは、現行法下における積極的な情報公開と、情報公開法の早期改正である。

当連合会は、日本国憲法の諸原理を尊重する立場から、政府が秘密保全法案の国会提出を断念することを求め、本決議案を提案するものである。

秘密保全法制 各地の運動実施状況(4/4現在)

1 意見書等の公表

○弁護士会

弁護士会	意見書等の公表年月日	意見書等のタイトル
大阪	2011/11/28	秘密保全法制有識者報告書に対する意見書
仙台	2011/12/14	「秘密保全の法制の在り方について(報告書)」に対する意見書
広島	2012/2/8	秘密保全法制に関する会長声明
愛知県	2012/2/21	「秘密保全の法制の在り方について(報告書)」に対する意見書
兵庫県	2012/2/23	秘密保全法制定に反対する会長声明
富山県	2012/2/29	秘密保全法制のための法制の在り方について(報告書)に反対する会長声明
静岡県	2012/3/7	秘密保全に関する法制の整備のための法案提出に反対する意見書
福岡県	2012/3/12	秘密保全法案に関する会長声明
旭川	2012/3/12	秘密保全法制定に反対する会長声明
第一東京	2012/3/13	秘密保全法制に関する会長声明
埼玉	2012/3/13	「秘密保全法」制定に反対する会長声明
東京	2012/3/15	秘密保全法制定に反対する会長声明
熊本県	2012/3/15	秘密保全法制定に反対する会長声明
第二東京	2012/3/22	秘密保全法制定に反対する会長声明
札幌	2012/3/23	秘密保全法制定に反対する会長声明
佐賀県	2012/3/26	「秘密保全法」制定に反対する会長声明
新潟県	2012/3/27	秘密保全法制定に反対する会長声明
長崎県	2012/3/30	秘密保全法の制定に関する声明
宮崎県	2012/4/6	秘密保全法制定に反対する会長声明
仙台	2012/4/6	仙台地裁判決を受けて、改めて自衛隊情報保全隊による国民監視活動の中止を求めるとともに秘密保全法制の法案化に反対する会長声明
青森県	2012/4/16	声明
横浜	2012/4/26	秘密保全法案に反対する会長声明
千葉県	2012/4/27	秘密保全法の国会提出に反対する会長声明
岐阜県	2012/4/27	秘密保全法制定に反対する会長声明
岩手	2012/5/9	秘密保全法制定に反対し、法案化作業の即時中止を求める会長声明
岡山	2012/5/11	秘密保全法制に反対する会長声明
長野県	2012/5/12	秘密保全法の制定に反対する会長声明
徳島	2012/5/12	秘密保全法制定に反対する会長声明
大阪	2012/5/16	秘密保全法制定に反対する会長声明
茨城県	2012/5/17	秘密保全法制定に反対する会長声明
新潟県	2012/5/18	秘密保全法制定に反対する総会決議
秋田	2012/5/21	秘密保全法制定に反対する会長声明
山梨県	2012/5/22	秘密保全法に反対する総会決議
沖縄	2012/5/30	秘密保全法制に反対する総会決議
島根県	2012/6/18	秘密保全法制定に反対する会長声明
京都	2012/6/21	秘密保全法制定に反対する会長声明
和歌山	2012/7/12	秘密保全法制定に反対する会長声明
鹿児島県	2012/7/17	秘密保全法案に関する会長声明
群馬	2012/7/20	秘密保全法制定に反対する会長声明
金沢	2012/7/30	秘密保全法に反対する会長声明
福井	2012/7/31	秘密保全法制定に反対する会長声明
函館	2012/8/21	秘密保全法制定に反対する会長声明
大分県	2012/9/26	秘密保全法制定に反対する会長声明
鳥取県	2012/9/26	秘密保全法制定に反対する会長声明
栃木県	2012/9/26	秘密保全法制定に反対する会長声明
山形県	2012/10/4	秘密保全法制定に反対する会長声明
福島県	2012/10/5	「秘密保全法」制定に反対する会長声明
香川県	2012/10/9	秘密保全法制に反対する会長声明
釧路	2012/10/10	秘密保全法制定に反対する会長声明
山口県	2012/10/19	秘密保全法案に反対する会長声明
愛媛	2012/10/26	秘密保全法制に反対する会長声明
奈良	2012/11/21	秘密保全法制定に反対する会長声明
高知	2012/12/17	秘密保全法制定に反対する会長声明
宮崎県	2012/12/18	秘密保全法制定に反対する総会決議
滋賀	2013/1/17	秘密保全法制定に反対する会長声明
三重	2013/1/31	秘密保全法制の法案化に反対する会長声明
東京	2013/2/12	秘密保全法制に関する意見書
広島	2013/2/22	秘密保全法制の制定に反対する決議
仙台	2013/2/23	「秘密保全法」制定に反対する決議
仙台	2013/3/13	自衛隊情報保全隊内部資料の発覚を受け、自衛隊情報保全隊による国民監視活動の中止を求めるとともに、「秘密保全法」の制定に反対する会長声明

○弁護士会連合会

弁護士連	意見書等の公表年月日	意見書等のタイトル
北海道	2012/7/20	秘密保全法制定に反対する決議
関東	2012/9/19	秘密保全法制定に反対する理事長声明
近畿	2013/1/17	秘密保全法案の国会提出に反対する理事長声明
中部	2012/10/19	自由な社会を守るため、秘密保全法制定に反対する決議
九州	2012/10/29	秘密保全法案の国会上程に反対する理事長声明
四国	2012/11/9	秘密保全法制定に反対する決議
中国地方	2013/1/25	秘密保全法制定に反対する理事長声明
東北	2013/4/4	秘密保全法制の制定に反対する会長声明

2 会内体制の構築

弁護士会	組織名
東京	秘密保全法案対策本部
第一東京	秘密保全法制対策委員会
千葉県	秘密保全法制対策プロジェクトチーム
栃木県	人権公害委員会秘密保全法対応部会
群馬	憲法問題特別委員会
山梨県	憲法委員会
新潟県	秘密保全法制対策特別委員会
大阪	秘密保全法問題検討PT
京都	秘密保全法制対策プロジェクトチーム
兵庫県	憲法委員会
滋賀	人権擁護委員会、憲法委員会
愛知県	対策本部
広島	秘密保全法制阻止ワーキンググループ
岡山	人権擁護委員会
鳥取県	勉強会の形態
大分県	人権擁護委員会
宮崎県	秘密保全法制対策本部
仙台	秘密保全法案対策プロジェクトチーム
山形県	
岩手	憲法委員会
秋田	秘密保全法対策プロジェクトチーム
札幌	秘密保全法制対策本部
旭川	秘密保全法制対策本部(執行部・常議員会内)
山口県	人権擁護委員会

3 イベントの開催

弁護士会	開催年月日	イベント名
仙台	2012/2/18	秘密保全法制を考える ～国民の知る権利は守れるか～
愛知県	3月～5月	連続講座
大阪	4月上旬	国会議員要請
大阪	2012/4/21	原発情報も隠される!?「秘密保全法制とは何か?～その危険性と問題点～」
福岡県	2012/4/28	国の情報は誰のもの?～危ない!秘密保全法～
愛知県	2012/5/2	街頭宣伝
徳島	2012/5/12	勉強会(※徳島弁護士会と弁政連徳島支部の共催)
大阪	2012/5/15	反対デモ(総勢200名、うち弁護士100名)
広島	2012/5/27	シンポジウム「あなたも『秘密保全法』にねらわれる」
愛知県	2012/6/9	自由な社会のために～秘密保全法を阻止しよう～
金沢	2012/6/30	秘密保全法制に反対する市民集会
東京	2012/8/30	シンポジウム「秘密保全法制は必要か?」～「外交秘密」の前に外交を考える
大阪	2012/9/20	シンポジウム「知る権利が危ない!～秘密保全法で原発情報も隠される!?!」
宮崎県	2012/9/6	街頭宣伝
横浜	2012/9/7	秘密保全法案に反対しよう～国民の「知る権利」があぶない!～
大分県	2012/10/6	公開市民講座 今、なぜ秘密保全法なのか?
愛知県	2012/10/18	街頭宣伝
和歌山	2012/10/25	オスプレイも原発情報も隠される!?!～秘密保全法制の危険性と問題点～
愛知県	2012/11/1	市民向け勉強会
滋賀	2012/11/3	市民集会「本当にいいんですか?秘密保全法～知る権利とプライバシーに忍びよる危機～」
新潟県	2012/11/10	「秘密保全法」に反対する市民集会
第二東京	2012/12/11	秘密保全法制と市民の知る権利～政府は必ず真実を隠す
青森県	2013/1/25	市民集会
第一東京	2012/2/13	シンポジウム「秘密保全と情報公開」
札幌	2013/3/1	市民集会
埼玉	2013/3/5	憲法と人権を考える市民のつどい「秘密保全法制の問題点」～あなたも「秘密保全法」にねらわれる
群馬	2013/3/9	憲法市民集会「本当は怖い 秘密保全法」
大阪	2013/4/20	知る権利が危ない!PARTⅡ「秘密保全法で警察不祥事も隠される?!」

4 会内学習会の開催

弁護士会	開催年月日	
大分県	2012/1/26	
新潟県	2012/2/3	
大阪	2012/2/22	
広島	2012/2/29	
鳥取県	3月中	
東京	2012/3/9	
山梨県	2012/3/12	
千葉県	2012/3/14	
青森県	2012/3/15	
岩手	2012/3/23	
横浜	2012/3/26	
東京	2012/3/29	第2回
岐阜県	2012/4/10	
東京	2012/5/15	第3回・共通番号制との同時開催
岡山	2012/5/19	
奈良	5月中	
第二東京	2012/6/6	講師:伊藤真会員(東京)
茨城県	2012/6/7	講師:藤原真由美会員(第二東京)
滋賀	2012/6/13	講師:市川正人立命館大学教授
宮崎県	2012/6/15	
京都	2012/7/6	第1回PT内
香川県	2012/7/13	
東京	2012/7/17	4回 講師:孫崎 享(元外務官僚、元防衛大学校教授)
静岡県	2012/7/18	
横浜	2012/7/31	第2回
京都	2012/8/6	第2回PT内
秋田	2012/9/6	
札幌	2012/11/16	
山梨県	2012/11/17	
大阪	2013/1/16	研修
京都	2013/5/15	
山形県	企画中	
宮崎県	企画中	

※大阪 会内FAXニュース発行

5 地元紙への働きかけ

弁護士会	開催年月日	内容
大阪	2012/3/3	司法記者クラブとの懇談会
	2012/3/12	論説委員・解説委員との懇談会
山梨県	2012/3/7	懇談会の実施 (地元紙、三大紙、共同通信、時事通信の司法担当記者に1時間レクチャー。先方から街頭での活動とその様子を報道に載せるべきとの提案があった。)
兵庫県	2012/3/27	司法記者クラブ記者との勉強会
岡山	2012/4/23	司法記者との懇談会の中で当会及び日弁連の立場を説明し、理解を求めた。
横浜	2012/4/26	声明の記事化依頼・趣旨説明、その他イベントの案内(継続)
仙台	2012/5/11	河北新報論説委員会との懇談会
東京	2012/5/16	記者懇談会
宮崎県	2012/6/8	マスコミとの懇談会
奈良	2012/6/21	支局長との懇談会のテーマとして、秘密保全法制を取り上げた。
群馬	2012/6/26	マスコミとの懇談会
千葉県	2012/7/9	マスコミとの懇談会
秋田	2012/9/6	マスコミ関係者を含めた学習会
愛知県	2012/10/22	マスコミとの懇談会
宮崎県	未定	懇談会を企画中

主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボカチヤノンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反 (懲役10月) ○ 懲戒免職
シエルクゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不 実記録及び不実記録電磁 的公正証書原本供用罪 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る 情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ MDA秘密保護法違反 (懲役2年6月、 執行猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による 情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報と同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 取附 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
中国潜水艦の動向に係る 情報漏えい事案	平成20年	情報本部所属の一等空佐が、職務上知り得た「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達したもの	○ 自衛隊法違反 (不起訴処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る 情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月(辞職)
国際テロ対策に係るデータの インターネット上への 掲出事案	平成22年	国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	(捜査中)

現行法制の罰則との比較

	本報告書 (特別秘密)	自衛隊法 (防衛秘密)	Mid A秘密保護法 (特別防衛秘密)	刑事特別法 (合衆国軍隊の機密)	国家公務員法
漏えい	<p>○ 業務により特別秘密を取り扱う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱業務者 ・ 業務知得者 <p>【5年以下/10年以下の懲役】 【罰金刑の任意的併科】</p>	<p>○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者</p> <p>【1年以下の懲役】</p>	<p>① 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者</p> <p>【10年以下の懲役】</p> <p>② 我が国の安全を害する目的</p> <p>【10年以下の懲役】</p> <p>③ ①・②以外の者</p> <p>【5年以下の懲役】</p>	<p>○ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者</p> <p>【10年以下の懲役】</p>	<p>○ 職務上知ることのできた秘密を漏らした者</p> <p>【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】</p>
過失漏えい	<p>○ 業務により特別秘密を取り扱う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱業務者 ・ 業務知得者 	<p>○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者</p> <p>【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】</p>	<p>④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者</p> <p>【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】</p> <p>⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者</p> <p>【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】</p>		
取得	<p>○ 管理侵害行為又は詐欺等行為による特別秘密の取得</p> <p>【特定取得行為】</p> <p>【5年以下/10年以下の懲役】 【罰金刑の任意的併科】</p>		<p>○ 不当な方法による探知収集</p> <p>【10年以下の懲役】</p> <p>○ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集</p> <p>【10年以下の懲役】</p>	<p>○ 不当な方法による探知収集</p> <p>【10年以下の懲役】</p> <p>○ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集</p> <p>【10年以下の懲役】</p>	
周知的行為	<p>○ 未遂 (漏えい・特定取得)</p> <p>○ 共謀 (漏えい・特定取得)</p> <p>○ 独立教唆 (漏えい・特定取得)</p> <p>○ 煽動 (漏えい・特定取得)</p>	<p>○ 未遂 (漏えい)</p> <p>○ 共謀 (漏えい)</p> <p>○ 独立教唆 (漏えい)</p> <p>○ 煽動 (漏えい)</p>	<p>○ 未遂 (漏えい・探知収集)</p> <p>○ 陰謀 (漏えい・探知収集)</p> <p>○ 独立教唆 (漏えい・探知収集)</p> <p>○ せん動 (漏えい・探知収集)</p>	<p>○ 未遂 (漏えい・探知収集)</p> <p>○ 陰謀 (漏えい・探知収集)</p> <p>○ 独立教唆 (漏えい・探知収集)</p> <p>○ せん動 (漏えい・探知収集)</p>	<p>○ 企て (共謀に相当する場合)</p> <p>○ そのほか</p>
					<p>○ 企て(単独犯)・命令・故意の容認・ほう助</p>

秘密保全のための法制の在り方について（報告書）の概要

第1 秘密保全法制の必要性・目的

我が国では、外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい事案が従来から発生している。加えて、政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模で広がる事案が発生している。また、外国等との情報共有の促進のためには、秘密保全に関する制度を法的基盤に基づく確固たるものとするのが重要である。

しかし、秘密保全に関する我が国の現行法令には、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、罰則の抑止力が不十分といった問題点がある。

国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべきである。

第2 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項の範囲

国の説明責任への影響等を踏まえ、秘密情報の中でも、国の存立にとって重要なもののみを厳格な保全措置の対象とすることが適当である（以下、本法制の対象とする秘密を便宜的に「特別秘密」と呼ぶ。）。

特別秘密として取り扱うべき事項について、関係省庁の意見を基に検討すると、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持、の3分野を対象とすることが適当である。

2 事項の限定列挙・秘匿の必要性による絞り込み

前記の3分野のいずれかに属する事項の中から特別秘密に該当し得る事項を更に限定するため、特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくことが適当である。

3 秘密の作成又は取得の主体

(1) 本法制の目的に照らし、国の行政機関が作成・取得する情報は当然に本法制の適用対象とすべきである。

(2) 独立行政法人等及び地方公共団体の公的性格に鑑みると、独立行政法人等や地方公共団体が作成・取得する情報についても本法制の適用対象に含めることが適当である。ただし、独立行政法人等についてはその独立性等に配慮すること、また、地方公共団体が通常取り扱う特別秘密は主として警察事務に関連するものと考えられるため、地方公共団体に対する本法制の適用範囲を都道府県警察に限定することも考えられる。

(3) 民間事業者及び大学（以下「民間事業者等」という。）が作成・取得する情報は、経済活動の自由や学問の自由の観点等から本法制の適用対象としないことが適当である。ただし、民間事業者等が行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体をいう。）から事業委託を受ける場合には、当該事業が行政活動の一環として実施されること等に鑑み、民間事業者等が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当である。

第3 秘密の管理

1 秘密の指定

(1) 指定行為

特別秘密については、その対象を明確に特定するため、標記(標記が困難な場合は通知)による指定を要件とすること、すなわち、実質秘であることを前提に、要式行為たる指定行為により対象たる秘密の外縁を明確化することが適当である。

(2) 指定権者

秘密指定の権限は、原則として、特別秘密の作成・取得の主体である各行政機関等に付与することとするのが適当である。

(3) 秘密指定の効果

特別秘密の指定がなされた情報は、これを取り扱う者が限定され、必要のない者が当該特別秘密を知得することがないように、厳重な人的管理及び物的管理が求められることとするのが適当である。

(4) 指定の解除

特別秘密がその要件に該当しなくなった場合には、速やかに指定を解除することが当然であり、国民の理解を得る上でも重要である。また、更新制の導入の可否を検討すべきである。

(5) 指定の調整等

特別秘密は、その性格上、統一的に指定され、解除されることが必要であるから、複数の機関で判断が異なる場合の調整の仕組みを整理することが必要である。

2 人的管理

特別秘密を保全するためには、適性を有すると認められた者に取り扱わせること等、それを取り扱う者自体の管理を徹底することが重要である。

(1) 適性評価制度

ア 適性評価制度の整備

適性評価制度とは、秘密情報を取り扱わせようとする者(以下「対象者」という。)について、日ごろの行いや取り巻く環境を調査し、対象者自身が秘密を漏えいするリスクや、対象者が外部からの漏えいの働きかけに応ずるリスクの程度を評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを判断する制度であり、諸外国において既に導入・運用されている。

我が国でも既に平成21年から国の行政機関の職員を対象に秘密情報(特別管理秘密)の取扱者に対して適性の評価を実施しているが、①法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと、②国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の職員が対象となっていないこと、③公私の団体に照会する権限が明確でないこと、などの課題がある。

適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、必要な規定を設けることは、特別秘密の保全の実効性を高める観点から極めて重要である。

イ 適性評価の対象者

行政機関等や民間事業者等において、特別秘密を作成・取得する業務やその伝達を受ける業務に従事する者について、あらかじめ適性評価を実施することが適当である。

一方、内閣総理大臣及び国務大臣は、極めて高度な政治的性格を有する職であ

ることから、適性評価の対象外とすることが考えられ、その他特別の職については、適性評価の必要性を個別に判断することが適当である。

ウ 実施権者

国の行政機関の職員についての適性評価は、原則として各行政機関の長をその実施権者とし、委託された民間事業者等の職員の適性評価の実施権者は、事業を委託した機関における実施権者とするのが適当である。

エ 評価の観点及び調査事項

秘密漏えいのリスクとの関連が深い観点、例えば、我が国の不利益となる行動をしないこと、外国情報機関等の情報収集活動に取り込まれる弱点がないこと、自己管理能力があること又は自己を統制できない状態に陥らないこと等の観点から適性を評価することが考えられる。

したがって、適性評価においては、上記の観点からの評価に必要な事項を調査する必要があるところ、調査事項としては、例えば、①人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍（帰化情報を含む。）、本籍、親族等）、②学歴・職歴、③我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズム等）への関与、④外国への渡航歴、⑤犯罪歴、⑥懲戒処分歴、⑦信用状態、⑧薬物・アルコールの影響、⑨精神の問題に係る通院歴、⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴、といったものが考えられる。

また、配偶者のように対象者の行動に影響を与え得る者について、諸外国と同様、人定事項等を調査することも考えられる。

オ 調査事項の公開及び評価基準の非公開

調査事項を法令上明示することが、国民の理解を得る観点から適当である。

一方、評価基準を明らかにすると、漏えいのリスクがあることを不当に隠そうとする者に対抗措置を講ずる機会を与えるおそれがあることから、その性質上、公開にはそぐわないものと考えられる。

カ プロセス

(ア) 対象者の同意と調査票の提出

対象者のプライバシーに深く関わる調査となることから、対象者の同意を得て手続を進めることが肝要である。

(イ) 対象者への面接

(ロ) 第三者に対する照会等

正確な調査のため、金融機関等の公私の団体に調査事項に関して照会する権限や、職場の上司等の対象者をよく知る者に対して質問する権限を実施権者に付与することが適当である。

(ハ) 適性の判断

調査結果を総合的に評価する必要がある、適性の判断は実施権者の裁量的判断に委ねられるべきと考えられる。

(ニ) 対象者に結果を通知

(2) 取扱者の指定

漏えいの可能性を低減させるため、適性を有すると認めた者の中から、業務上の必要性から真に必要な者を取扱者として指定することが適当である。

(3) 研修

秘密保全の意識を啓発するとともに、秘密保全に係る個別具体的な手続等に関する

る知識を習得させるため、特別秘密を取り扱わせる職員に研修を実施することが適当である。

3 物的管理

特別秘密を保全するためには、作成・取得から廃棄・移管までの各段階において、個別具体的な保全措置を日常的に講ずる必要がある。

第4 罰則

1 罰則に関する基本的な考え方

特別秘密の漏えいを防ぐには、本来知る立場にない者が特別秘密を知ることにつながる行為について、刑罰をもって臨むことが必要である。そして、その保全状態を保護することが効果的と考えられること、及び処罰の範囲を必要最小限に抑えることが、本法制に対する国民の理解を得る上で重要と考えられることから、特別秘密を現に保全する者、すなわち業務によりこれを取り扱う者による漏えいを処罰し、特別秘密の漏えいを根元から抑止することを基本的な考え方とすることが適当である。

2 禁止行為

(1) 故意の漏えい行為

ア 業務により特別秘密を取り扱う者

業務により特別秘密を取り扱う者による故意の漏えい行為を処罰することが適当である。

このような者には、特別秘密を取り扱うことを業務とする者、すなわち特別秘密の作成・取得の趣旨に従いこれを取り扱う者（以下「取扱業務者」という。）と、自己の業務の遂行のために必要性が認められて特別秘密の伝達を受け、これを知得する者（以下「業務知得者」という。）があるが、両者で法定刑を区別すべきかについては更に検討すべきである。

イ その他の者

取扱業務者又は業務知得者以外の者（以下「業務外知得者」という。）が特別秘密を第三者に漏えいした場合を処罰の対象とすることについては、漏えいの根元からの抑止につながらず、特別秘密文書をたまたま拾った一般人まで処罰対象になり得るなど処罰対象が広がる上、正当な報道活動も構成要件に該当し得るため報道活動への影響も懸念される。このため、業務外知得者による漏えい行為は処罰しないこととすることが適当である。

(2) 過失の漏えい行為

業務により特別秘密を取り扱う者は、その業務に応じ、特別秘密を厳格に保全し漏えいを防ぐ責任を有していると考えられるから、このような者に対しては、漏えいを防ぐ注意義務を認め、過失による漏えいを処罰することが適当と考えられる。

ただし、業務知得者の過失の漏えい行為の処罰については、その注意義務の程度や他の立法例も考慮し、更に検討する必要がある。

(3) 特定取得行為

特別秘密の保全状態からの流出には、以下のように取扱業務者等による漏えい行為の処罰では抑止できない取得行為を原因とする場合がある（以下、下記①②に該当する行為を便宜的に「特定取得行為」という。）。

① 財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合

特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもので、適法な行為との区別は明確であり、また、特別秘密を保全状態から流出させる点で取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性が認められる行為である。したがって、処罰の範囲を必要最小限に抑えるという基本的な考え方の下でも、特定取得行為を処罰対象とすることには理由がある。

(4) 未遂行為、共謀行為、独立教唆行為、煽動行為

特別秘密の故意の漏えい行為の未遂、共謀、独立教唆及び煽動については、それぞれの行為の悪質性・危険性を踏まえ、自衛隊法が防衛秘密の漏えいに関するこれらの行為を処罰の対象としていることも考慮すると、これらを処罰対象とすることが適当である。

また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の未遂、共謀、独立教唆及び煽動も処罰することが適当である。

3 法定刑

(1) 自由刑について

防衛秘密の漏えい行為に対する刑の上限が懲役5年であることからすれば、本法制における刑の上限も懲役5年とすることが考えられる。しかしながら、刑事特別法及びMDA 秘密保護法では刑の上限が懲役10年であること等を考慮すると、本法制における刑の上限を懲役10年とすることも考えられる。さらに、法定刑を相当程度重いものとする観点からは、懲役刑の下限を設けることも検討に値する。

(2) 罰金刑について

これまでに敢行された秘密漏えい事案においては、金銭的対価を伴うものが少なくないことから、懲役刑に加え、相当程度の罰金刑を併科できるようにすることが適当と考えられる。

第5 法形式

本法制は新規立法によることが適当であり、運用の統一性や制度の一覧性を確保するという観点から、単一の法制によることとするのが適当である。また、防衛秘密を本法制に取り込み、統一的に運用することが適当である。

第6 国民の知る権利等との関係

本法制は、国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得ることから、本法制と両者との関係について慎重な検討が求められる。

第一に、本法制と国民の知る権利との関係について検討すると、本法制の特別秘密は、国の安全、外交等の分野の秘密情報の中で特に秘匿性が高いものであることから、情報公開法の不開示情報に含まれるものと解され、同法により具体化されている国民の知る権利を害するものではないと考えられる。

また、国の存立に関わる重要な情報である特別秘密を厳格な保全措置の下に置くことについては、国民の知る権利の重要性を前提としても合理性が認められる。こうし

た観点からも、本法制を整備することが国民の知る権利との関係で問題になるものではないと考えられる。

第二に、漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁が、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としても保護されない反面、正当な取材活動は処罰対象とならないことが判例上確立している。

また、本法制における特定取得罪は、現行法上の犯罪や社会通念上是認できない行為に限って処罰対象とするものであるから、上記の最高裁の立場に照らすと、取材の自由の下で保護されるべき取材活動を刑罰の対象とするものではないと考えられる。

したがって、漏えいの教唆や特定取得行為を処罰することとしても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

以上から、本法制は、国民の知る権利等との関係で問題を生ずるものではないと考えられる。しかしながら、一たび本法制の運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えないことから、政府においてはその趣旨に従った運用を徹底することが求められ、また、国民においてはその運用を注視していくことが求められる制度であることは、特に強調しておきたい。

第7 立法府及び司法府

立法府及び司法府がそれぞれの業務上の必要性から特別秘密の伝達を受け、国会議員や裁判官等がそれを知得することが想定し得るため、漏えい時の罰則の適用など然るべき保全措置が取られることが本来適当である。

しかしながら、立法府については、特別秘密に係る国会議員の守秘義務の在り方を検討するためには、国会議員に守秘義務が課せられておらず、また、憲法上、議院で行った発言について免責特権が認められていることを踏まえ、立法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられるが、このような検討は立法府に委ねることが適当と考えられる。

また、司法府については、裁判官に罰則を伴う守秘義務が設けられていない一方、弾劾裁判及び分限裁判の手續が設けられていることも踏まえ、司法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられるが、このような検討は司法制度全体への影響を踏まえて別途検討されることが適当と考えられる。

なお、国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法制の対象とすることが適当である。

おわりに

特別秘密の漏えいにより国や国民が受ける被害の重大さに鑑みれば、その保全体制の整備は喫緊の課題である。知る権利など国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ守るべき秘密を確実に保全する制度を構築することは、国民の利益の一層の実現に資するものである。

今後、この報告書の内容を十分に踏まえ、速やかな法制化が図られることを希望するものである。

社説

Editorials

秘密保全法制

「知る権利」守れるのか

政府が機密情報の管理を強化する法案をつくり始めた。来年の通常国会に提出するという。

ウィキリークスによる米国の外交公電の暴露に象徴されるように、ひとたび情報が流出すれば、瞬時に世界を駆けめぐる。政府が情報管理に万全を期すのは、あたり前のことだ。

しかしながら、私たちは新しい法案が大きな副作用をもたらすことを心配する。

たとえば、国民に知られては都合の悪い情報を、政府が隠す手段に使わないか。公務員の情報公開に対する姿勢を萎縮させてしまわないか。運用しだいで、国民の知る権利も、取材・報道の自由も侵しかねないことは明らかだ。

法案の下敷きは、尖閣諸島沖の中国漁船「デオ」の流出事件を機に、政府が設けた有識者会議が8月にまとめた報告書だ。

それによると、国の安全、外交、治安の3分野で、国の存立に関わる重要情報を、担当大臣らが「特別秘密」に指定する。

特別秘密を扱えるのは、配偶者を含めて、犯罪歴や薬物の影響などを調べあげた上で、秘密を守れると認められた人物に限る。

国家公務員法の守秘義務違反の懲役は1年以下だが、特別秘密を漏らした場合は、5年から10年以下に強化する。

だが、そもそも「特別秘密」とは何か。その範囲が恣意的に広がらないか。公務員のプライバシーへの配慮は十分なのか。漏洩をそのかした者も罰すること、正当な取材活動が罪に問われないか……。

現時点では、詰めなければいけない点があまりも多い。

すでに防衛分野だけは、01年の自衛隊法改正で、特に重要な秘密を「防衛秘密」にして、漏

らしたときの罰則を強化している。新聞記者に防衛秘密に当たる情報を提供した航空自衛隊幹部が懲戒免職になった事例もある。こうした運用の是非を、まず検証してみようか。

国際テロ対策など、諸外国との情報共有が必要な場面が増えたことが、法案づくりの背景にあることは理解する。

だが、政府が新法を制定したいのならば、もっと本気で情報公開を進めることが不可欠だ。

まずは、国会でたなごらしにされている情報公開法改正案を早急に成立させるべきだ。知る権利の保障を明記し、情報開示をさらに進める内容に異論はないはずだ。さらに、懸案の官房機密費の将来の公開にも道筋をつけてほしい。

こうした情報公開を進化させる手立てを講じてから、管理強化の法案を検討すべきだ。

社説

政府が進める秘密保全法制は、外交などの秘密をその下に蔽う重なる国家管理下に置くものだ。国民の「知る権利」を侵すかわらない法律制定に強い懸念を持つ。

秘密保全法制が射程に入れているのは①国の安全②外交③公共の安全および秩序の維持の三分野である。

行政機関が所有する秘密情報の中でも、重要なものを新たに「特別秘密」と規定して、保全措置の対象とする。故意に漏えいした場合は、懲役五年以下か、十年以下の罰金を科すという。

あいまいな特別秘密

国家公務員ばかりでなく、事業委託を受けた独立行政法人や民間事業者までも適用対象となる内容だ。政府は次期通常国会に提案する方針である。

まず問題なのは、特別秘密とは何か判断してこなかったことであ

る。政府の有識者会議の報告書では「事項を別表などで具体的に列挙する」としている。

ただし、秘密の指定はそれぞれ行政機関が権限を握る。これでは行政の恣意が働く恐れがある。

政府・行政にとって、不都合な情報は意図的に特別秘密と指定することがある。

報告書では特別秘密について、形式的な秘密ではなく、保護するに値する実質的な秘密である」とを要件としている。

しかし、「実質秘」と判断するのにも、行政機関に任せられているが、結果的に不都合な情報は覆い隠される。

そもそも、この法制は昨年、尖閣諸島沖で起きた中国漁船と海上保安庁の巡視船の衝突事件をきっかけに着手された。海上保安官が衝突現場の映像をインターネット上で流したことが、政府の逆鱗

に触れたのだ。

国家公務員法の守秘義務違反に当たるといふしを振り上げてきたものの、検察側は刑事責任を問うのは困難だとして起訴猶予処分を判断をした。

情報公開の改良こそ

このため、当時の仙谷由人官房長官が「抑止力が十分でない」と

政府が秘蔵し続ける可能性があるのだ。まさに情報統制そのものではないか。

むしろ公務員は萎縮するに違いない。守秘義務違反なり一年以下の懲役などの定めがあるが、これが大幅に厳格化・厳罰化されるからだ。

取材の自由への脅威にも十分に足りる。「正当な取材活動は処

有識者会議の報告書は、違法な取材の事例として、「沖縄密約」を暴いた外務省機密漏えい事件を挙げた。だが、密約は政府が「沖縄を力ネで買収する」という印象を持たれたくない」と隠し続けたものである。

返還協定に含まれない巨額な「秘密料」などのカネは、密約で「秘密料」などのカネは、密約で受けるか否か、国会の承認を受けるとは、米国の支持を求めた。議会制民主主義を無視した歴史の汚点でもある。

同種の情報を特別秘密として封殺するの密として封殺するの密が、今回の法制の特質である。外交などに秘密が伴うのは理解できるとしても、憲法を踏みにじってはいけません。 「知る権利」を脅かす法制は、民主主義への挑戦状でも受け止める。

秘密保全法制

「知る権利」を侵すな

発言し、有識者会議を立ち上げたのが経緯である。つまり、政府にとって尖閣「ネット問題は、外交上の不都合な情報を隠したかったからに他ならない。

衝突映像を多々の国民はネットやテレビで目の当たりにした。こうした情報をも特別秘密として、

「知る権利」を脅かす法制は、民主主義への挑戦状でも受け止める。

悪夢の再現ではないか

一九八五年の中曽根康弘首相時代に「国家秘密法案」が出されたが、メディアも世論の反対により廃案に追い込まれた。悪夢がよみがえったような印象である。政府情報に投稿を促しては、強い憤りを禁じ得ない。



社説

秘密保全法制 情報統制招く法必要ない

2011年10月25日

いいね!



政府が制定を進める「秘密保全法制」が危うい方向に急加速している。国の都合で「秘密」を分厚くし、原発事故で露見した情報統制と表裏一体の法となりかねない。

国民の「知る権利」に背を向け、憲法秩序に抵触する動きだ。そもそも法制化する必要があるのかが厳密に問われるべきだ。

同法制の骨格は、(1)国の安全(2)外交(3)治安—に関し、国の存立に関わるとする情報を「特別秘密」とし、漏らした公務員らに厳罰を科して情報保全態勢を強めるものだ。

国が新たに「特別秘密」を定め、それを故意に漏らした公務員らに懲役5年以下か、10年以下の厳しい刑に処すと定める。

独立行政法人の職員や民間事業者までも適用の対象となる。経済活動や学問の領域にまで国が干渉しないか。公務員は萎縮し、報道の自由を揺るがす恐れもある。

政府の有識者会議は、特別秘密は限定すべきだとし、具体的に列挙することや、必要がなくなれば対象から外す措置を求めている。それは、逆に憲法が定めた権利に抵触する恐れが強いことを示す。

問題の核心は、特別秘密が何を指すのかが漠然としていることだ。

秘密の指定は行政機関が権限を握る。公になることを不都合と見なした途端、特別秘密と指定することが可能となる。特別秘密は保護に値する実質秘であることを要件としているが、「実質秘」とする判断も行政機関に任される。

米軍や防衛秘密を守る法律はそれぞれあり、国家公務員法も守秘義務を規定する。有識者会議は、守秘義務違反の罰則の懲役刑が1年以下とされ、漏えいへの「抑止力」が不十分と主張している。

法律が甘いために重要情報が漏れ出すから、厳罰による威嚇力で歯止めをかけようとする発想だ。

秘密法制は、尖閣諸島沖で起きた中国漁船と巡視船の衝突事件で、国が隠したかった衝突映像が流出したことがきっかけだった。国民のほとんどが目にした衝突映像のような、国にとって不都合な情報を恣意(しい)的に隠す可能性は否めない。

沖縄返還協定に含まれない巨額の「裏負担」は、国会承認を経ずに米国に渡った。民主主義を踏みにじる密約さえも特別秘密として永久に封印できることになる。

密約を暴いた記者の取材活動が違法な情報入手例に挙げられていることに情報統制の意図が透ける。

社説

秘密保全法案

国民の知る権利を保障する情報公開法が十分でないにもかかわらず、政府が「秘密保全法案」の制定に前のめりなのは理解できない。

政府は同法案を今国会に提出する方針だ。外交や防衛、治安の3分野を対象に特に重要な情報を「特別秘密」に指定し、漏らした公務員らに10年以下または5年以下の懲罰を科す内容である。

特別秘密に指定するのは政府である。範囲もあいまいで不都合な情報を隠し、恣意的な指定がなされる懸念を持たざるを得ない。

秘密保全法案は2010年

の中国漁船衝突事件で、海上保安官が映像を動画投稿サイトに流したことがきっかけ。米軍情報漏えいしており、米国からの圧力もあった。

海上保安庁の情報管理で組織的な問題があったとはいえず、国家的秘密に該当するとはとても思えない映像だ。逆

航歴や犯罪歴、薬物・アルコールの影響、精神の問題に係る通院歴など、日ごろの行動や取り巻く環境を調査する。漏えいリスクを上司が評価するためという。

個人のプライバシー侵害そのものではないか。配偶者や近親者も調査の対象となる。

立した10対策会議が議事録を作成していなかった。議事録なしでは政策決定過程が不明になるばかりか、後世、検証する手段を奪う。

非常事態の中でのことはいえ、閣僚が参加する会議では文書作成を義務付ける公文書管理法が昨年4月から施行されている。

同法に基づき文書作成しないこと、情報公開も何もない。東京電力福島第一原発事故に関連して、文部科学省は緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)から得られたデータ、気象庁は放射性物質拡散予測データを、被災地よりも先に米国や

「平成の治安維持法」と指摘されるゆえんだ。

政府は秘密保全法案より先に情報公開の在り方を考えた方がいい。国民の知る権利に

応えず、ブレイキをかけているのが現状だからである。東日本大震災で、政府が設

知る権利に背くものだ

国際機関に提供している。国民の生命に関わる重要な情報だ。政府はいつたいてを向いているのか。

秘密保全法案では故意・過失による漏えい、共謀、教唆、扇動なども処罰される。取材活動も対象となる恐れがある。報道が大きな制約を受けると同時に、公務員の情報公開への姿勢も萎縮させる。

こんな理由から日本新聞協会が反対を表明し、日本弁護士連合会も知る権利を侵害するなどとして反対する声明を出しているのは当然だ。

非公開とした文書の開示を首相が勧告できることを盛り込んだ情報公開法改正案に背を向けながら、秘密保全法案の提出を急ぐのはおかしい。

言論圧迫せぬよう慎重に

秘密保全法案

政府内で「秘密保全法案」(仮称)の検討が進められている。この中で、国家公務員らが外交・安全保障など国家の「特別秘密」を漏らした場合の罰則を「10年以下の懲役」とする方針とされる。重大な国家機密の漏洩に対する厳罰化は当然である。

現行の国家公務員法は、守秘義務違反の罰則を「1年以下の懲役か50万円以下の罰金」と規定している。また自衛隊法の防衛機密漏洩に対する罰則は「5年以下の懲役」だ。これに対し、日米相互防衛援助協定(MDA)に伴う秘密保護法などは、在日米軍にかかわる機密漏洩に「10年以下の懲役」を科す。甘すぎる罰則

が法の抜け穴になっている。昨年5月、北朝鮮からの不正輸入事件で逮捕された在日朝鮮人の自宅から、在日米軍に関する資料が押収された。平成18年1月には、陸上自衛隊の最新型地对空ミサイルシステムに関するデータが在日朝鮮人総連合会(朝鮮総連)傘下の団体に流出していたことが発覚した。

国家にとって重要な防衛・外交機密を外国のスパイから守らなくてはならない中、厳罰化は再発防止にもつながる。しかし、秘密保全法案はそもそも、一昨年9月の中国漁船衝突事件で、元海上保安官によってビデオ映像が流出したことを契機に検討が始められたものだ。映像は中国漁船が巡視船にぶつかって来た様子を生々しくとらえており、本

来、当時の菅直人政権が国民に公開すべき情報だった。

その年の11月、航空自衛隊の航空祭で、民間の後援団体会長が民主党政権を批判したことで、民間人の言論まで封じる防衛事務次官通達を出した。先月には、民主党の前原誠司政調会長が会見から産経記者を締め出した。その後、前原氏は産経排除の姿勢を改めたが、自由な言論の大切さをどこまで理解しているか疑問だ。

都合の悪い言論は封じ、必要な情報を国民に知らせようとする民党政権に法案づくりを任せていいのか、極めて心配である。藤村修官房長官は「国民の知る権利などを尊重しつつ、法案化の作業をしている」と述べ、国会会提出には慎重な姿勢を示した。防衛機密などの漏洩を防止するための法整備は急がれるが、法案が自由な言論を圧迫することがないよう国民の監視が求められる。

※無断転載複製禁止

社説

国家秘密の保全

政府が進める秘密保全法制について疑問や懸念が噴出している。

法案の前身は明らかでないが、ベースとなる有識者会議の報告書に照らすと、国民の「知る権利」など民主主義社会の根幹の権利と真っ向から対立する可能性が極めて強い。「国の安全」「外交」「公共の安全及び秩序の維持」に関する重要情

可能性も指摘されている。

福島第一原発事故でも、さまざま重要な情報が表に出なかった。政府の恣意的な判断によって都合の悪い情報を隠す。沖縄密約問題にも通じるが、そういった体質は残念ながら根強く残っている。

だからこそ、国民のチェックが欠かせない。それを担保するのが、情報公開と適切な公文書の管理だ。その国民の権利をないがしろにす

制では、国民の「知る権利」以外に

も、憲法上保障されたさまざまな権利との衝突が想定されるからだ。

たとえば、情報に接する公務員や家族らに対し、「アルコールの習慣や借金の有無など」「適性評価」を行うとしている。プライバシーに踏み込んだ制度ならざるを得ない。

また「特定取得行為」と称して、漏えいをそのかす行為も罰則の対象となり、記者の取材活動や報道が著しく制約される。実際に漏えいがない場合の「未遂」も議員に守秘義務を課すことも

法制化は白紙撤回せよ

報を特別秘密に指定でき、公務員が漏らした場合、最高で懲役10年の重い罰則を科すものだ。指定権限は情報

る事態も判明した。今回の法整備を提言した有識者会議の議事録が作成されていなかったのである。

まず、特別秘密の範囲が広いうえ、明確でない。法案化の際は別表で列挙するとしているが、それ自体、抽象的な規定になる恐れが強い。

公文書管理法は、法令の制定経緯などを検証できるよう重要会議の文書作成を義務つけており、その趣旨に反するのは明らかだ。にわかには信じがたいが、事務担当者のメンモ既に廃棄されたという。

また、「公共の安全」を名目、たとえば原発事故など国民生活にかかわる大切な情報が特別秘密になる

法整備の検討段階から秘密のベールに包むことは許されない。この法

の整合性が問題になる。こうした疑問点についてどんな議論があったのか。それが不明では法制の是非は判断できない。そもそも行政機関がデータ管理など情報の適切な管理体制を作れば、このような法制は必要ないとの意見も強い。政府は今国会の法案提出を見送る方針と報じられたが、もはや法整備自体を白紙撤回すべきだ。

3/26 毎日

秘密保全法案メモ

全職員が破棄不可解

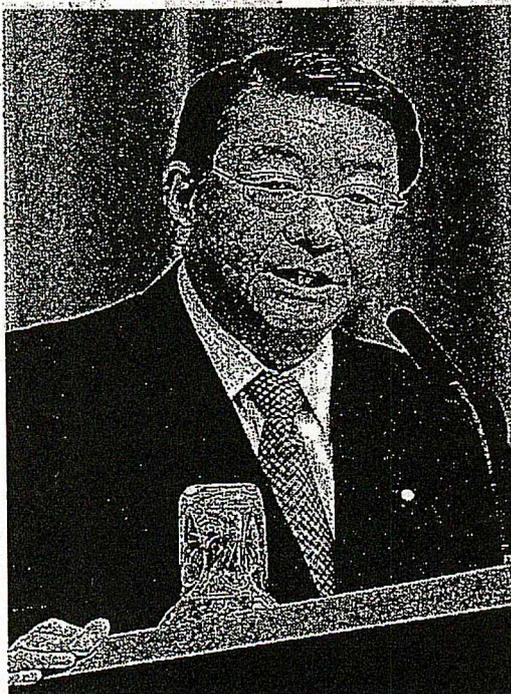
秘密保全法制に関する政府の有識者会議の事務局を担当する内閣情報調査室(内調)が、職員の名を破棄していた。同会議の議事録が未作成だったことは発覚済み。野田政権が成立をもくろむ秘密保全法案の策定過程は、秘密のベールに包まれている。(佐藤圭)

議事録を作成してない「メモは取っていたが破棄した」と報道で発覚。棄し、もう存在しない。した今月上旬、社民党の発言者名を伏せた箇条書福島瑞穂党首(参院議長の「議事要旨」を作成員)は内調の担当者として、メモは随時破棄し、話め寄った。

「議事録は作っていない。福島氏は「メモは公文書」といって、職員が必ず書くはずだ。情報公開のメモを取ってしまえば、対象となる」と食いついた。出してほしい。だが、担当者は「破棄した」の一点張りだった。担当者は「メモがある」と約とついでに、

「公文書管理法では、管理の担当が持っている回答の理の対象となる行政文書はすべて破棄すべきものだ。について行政機関の職

密室主義徹底 示し合わせた?



今月5日、秘密保全法制に関する有識者会議の議事録未作成問題などについて話す藤村修官房長官(首相官邸)

員が職務上作成の職員が東京電力福島第一原発の組織的に用いる行政機関事故対応をめぐり政府の関が保有しと規定している。原子力災害対策本部会議の職員の名を破棄したことで白日の下にさらされているかどうかが、その判断を政府は職員の間で各官庁に委ねられてい。メモなどを基に、同本部の内調は「有識者会議の議事録の未作成が判明した」のメモは公文書には当たらない」と公表した。藤村修官房長官は五日の記者会見で

面保管するのが普通の対応のようにも見える。秘密保全法制に関する有識者会議については、また法案が閣議決定もされてない。にもかかわらず各職員が示し合わせたようにメモを破棄している。何とも不可解だが、内調の担当者は「(破棄する場合は)ルールが、あったかかったかは分からない」と言葉を濁す。メモだけでなく、録音データも「ない」とい

録音記録も「なし」 議事録作成 困難に

「会議の経緯は公開されている議事要旨や配布資料で十分把握が可能だ」と強弁したが、議事要旨だけではとても全体像を把握することはできない。

有識者会議が昨年八月に公表した報告書では、外交・安全保障や治安など国の存立に関わる分野を「特別秘密」と位置付けることにも、漏えいがあった場合の厳罰化を明記。報道機関の正当な取材活動は処罰の対象外としたが、取材の「正当性」を国が恣意的に判断する余地を残している。政府が今国会への提出を目指して準備中の法案は、この報告書がたたき台となっている。

福島氏はこう憤った。「情報隠し」の法制化には反対。大事なメモを破棄するようでは、そもそも国会で審議しようがない。法案の閣議決定、国会提出自体が認められない。何から何まで秘密だらけだ」

「メモ」の追跡

赤報 4/8

秘密保全法制 有識者会議

公開用に資料改ざん

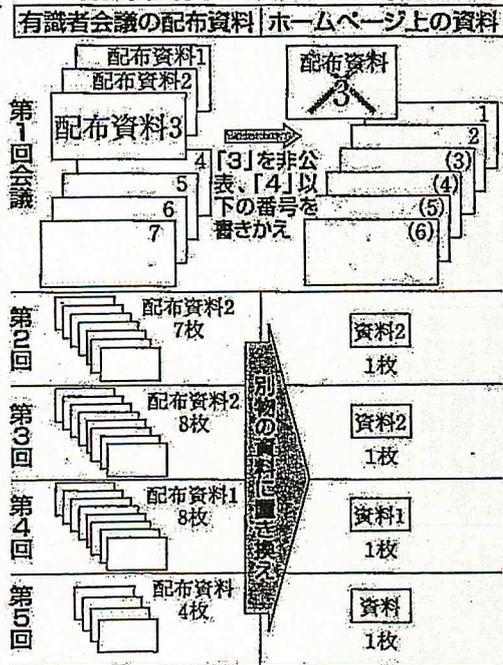
国民の知る権利を奪う秘密保全法制にかかわる非公開会議の「配布」資料として首相官邸ホームページ(H.P.)に掲載中の文書が改ざん・ねつ造されたものであることが7日、本紙と日本共産党の塩川鉄也衆院議員の調べでわかりました。政府に不都合な情報を国民の目から隠そうとするもので、同法制の危険性が改めて浮き彫りになりました。

↓関連⑥面

官邸ホームページ

秘密保全法制 ①国の安全②外交③公共の安全と秩序の維持に関する政府や行政機関が「特別秘密」と指定する情報を「漏えい」すると「10年以下の懲役、罰金」の厳罰で取り締まる法制。国だけでなく、独立行政法人や地方自治体、業務委託を受けた企業や大学が持つ情報も「特別秘密」の対象。知ろうとする市民も「未遂」「教唆」「扇動」などで処罰するとしています。

配布資料の改ざんの中身



問題の会議は、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」(昨年1〜6月、全6回開催)。H.P.で公開している

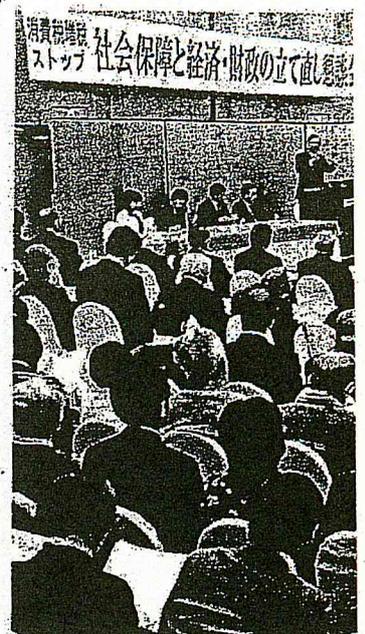
るのは、「資料」、議事要旨、議事次第など。議事録は作っていないとされ、会議の経過や詳細な内容はほとんど明らかになっ

ていません。改ざん・ねつ造が判明したのは、同会議の1〜5回目の配布資料(図)。塩川議員が請求、入手した配布資料を調べた結果、わかりました。

1回目の配布資料は7タイトルありますが、実際に公開されたのは6タイトル分。会議の非公開、議事要旨のみの公開など、「密室運営」を政府側の誘導で決めた「配布資料3」

の存在を隠すため、「配布資料4」以後の番号が公開資料では書き換えられています。2〜5回目では、4〜8枚の配布資料に代わって見出しだけのまったく別物の資料がねつ造され、公表されています。

改正老ら施行さる人ホ！な前49の返44ことにな有料者には多く金」が必数千万円に家賃のです。亡したり、入合も、入す、「初期3割が者団体がました。今回の入居一



懇談会で志位和夫委員長の「提言」についての講演を聞く人たち
7日、京都市東山区

税 医療

西陣織工業組合の役員は「西陣織は危機的状態。消費税とTPP(環太平洋連携協定)は絶対反対」と強調し、組合内には「共産党に政権をとってほしいという思い」もあると述べました。

渡辺和俊・党委員長があいさつし、穀田恵二 国対委員長と井上哲士 参院議員が出席しました。



無料ハザーで絵本を選ぶ人たち
7日、宮城 県石巻市の仮設団地

有料ホーム

国が無断身辺調査

20省庁公務員「適格」5万人

機密扱う職務

外交や防衛など重要な秘密を扱う国家公務員に対し、国が3年前から本人の同意を得ずに身辺調査をしていたことが分かった。対象の公務員はほぼ全省庁にまたがり、調査の結果、約5万3000人を適格とし、不適格とされた公務員もいるとみられる。調査に根拠法令はいない、国による無制限のプライバシー情報収集につながりかねず「行機関個人情報保護法」の趣旨に反する恐れもある。【青島頭】

の有無を調査している。特別管理秘密を扱える国家公務員は、11年末で5万3162人いるが「不適格」とされた公務員数は「答えを差し控える」と説明している。

答弁書によると、省庁が適格性確認をする際「必ずしも本人の同意を得ていない」とし

ている。特別管理秘密を扱える国家公務員は、11年末で5万3162人いるが「不適格」とされた公務員数は「答えを差し控える」としている。

政府は調査項目を公表していないが、内閣官房が行政機関の重要な情報漏えいに厳罰を

科す「秘密保全法案」を検討する有識者会議の報告書では▽信用（金銭貸借）状態▽犯罪・懲戒処分歴▽精神の問題に関する通院歴などを例示している。

内閣情報調査室の担当者、身辺調査について「任命権者の権限の範囲内で実施しており、法的に問題なし」と話している。

とされ、条例の規定でその収集を禁止している地方自治体もある。行政機関個人情報保護法には同様の規定はないが、「法令の定めるところを遂行するため必要な場合に限

る」と定め、無制限の収集を認めていない。今回、身辺調査をしていた根拠になった「秘密取扱者適格性確認制度」は、法的な裏付けがないうえ、政府は運用の実態を明らか

にしていない。このため、今年3月に仙台地裁が適法性の基準の一つに示した「正当な目的や必要性」に沿った個人情報収集かどうかのチェックも困難だ。政府が作成中の秘密

保全法案に照らせば、行政機関の間でセンシティブ情報が本人に無断で共有されている可能性は大きい。政府には収集実態を説明する責任がある。【臺宏士、日下部聡】

「秘密取扱者適格性確認制度」に基づき09年を扱う職員に対し、各省庁の権限で「適格性」

「秘密取扱者適格性確認制度」に基づき09年を扱う職員に対し、各省庁の権限で「適格性」

「秘密取扱者適格性確認制度」に基づき09年を扱う職員に対し、各省庁の権限で「適格性」

「秘密取扱者適格性確認制度」に基づき09年を扱う職員に対し、各省庁の権限で「適格性」

「秘密取扱者適格性確認制度」に基づき09年を扱う職員に対し、各省庁の権限で「適格性」

2012年4月11日 毎日新聞朝刊

秘密保全法制の有識者会議

政府が密室へ誘導

改ざん資料を読む

公開用に配布資料を改ざん、ねつ造していたことが判明した秘密保全法制の有識者会議。国民の目から隠そうとした情報とは何だったのか。

政府が論点提示

2～5回目の会議は、秘密の範囲や罰則など法制の具体的な中身について議論した回です。政府は各回で、4～8枚の資料を「事務局案」として配り、詳細に「論点」を提示(写真①)。しかし、官邸ホームページで公開したのは、見出しだけを記した一枚の、全く別物の資料です。

あたかも有識者が一枚の資料をもとに議論し、法整備を提言する「報告書」の内容を冒頭に「密室運営」を

考え出したかのように見える仕掛けです。こ

のねつ造が、会議で「事務局案」を示した事実を消し、政府の議論誘導を隠すものであります。政府は各回で、

冒頭に決めた

1 回目の会議で唯一、非公表とされたのが「配布資料」の「会議の運営」について(案②)(写真②)。▽会議の非公表▽議事要旨のみの公開▽配布資料の公開を内容に応じて判断する。など会議の冒頭に「密室運営」を

第1回会議で「密室運営」を提案

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議(以下「会議」という。)の運営については、以下のとおりとする。

- 1 議事の非公表について
会議は、非公表とする。
- 2 議事要旨の公開について
会議の議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で、速やかに公開する。
- 3 配付資料の公開について
会議における配付資料の公開については、内容に応じて可否を判断する。

第2回会議で配られた「事務局案」

秘密の範囲・秘密の管理①に関する考え方(事務局案)・論点

法制自体が危険

日本共産党の塩川鉄也衆院議員の話 政府は「秘密保全法」をつくるために秘密でないものまで秘密にするだけでなく、隠すための改ざんまで行ってきました。政府のこうした対応そのものが秘密保全法制の危険性を証明しており、法制の検討そのものをやめるべきです。

何のための法律なのか

情報公開に詳しい独協大学法科大学院教授の三宅弘弁護士(日弁連秘密保全法制対策本部副本部長)

「秘密保全法案は、より広範な情報を秘密にし、国民から隠すも

国民開示の仕組み否定

「秘密保全法案は、より広範な情報を秘密にし、国民から隠すも

憲法会議代表幹事の吉田健一弁護士 公文書管理法は、法律をつくる過程や意思決定を記録することを義務付けています。配布した資料までごまかして都合の悪い部分は隠したり、議事録を作らなかつた今回の有識者会議は、公文書を管理し、国民に開示するという

「機微な情報を含むため、内容に応じて公開を判断する」を会議前から用意して

決めたものです。この運営を政府は「委員が決定したものを隠し、密室に委員を誘導したことを隠すためのものです。」

「機微な情報を含むため、内容に応じて公開を判断する」を会議前から用意して

ホームページに掲載したものが、会議の配布資料だろうと誰もが思っています。法に反しているわけではないが、普通はありえない。やってはいけない行為です。

会議の中身はオープンにして国民の議論にのせるべきものです。この「隠す」という行為自体が、「なんのためにこの秘密保全法制が必要なのか」という立法事実をわからなくさせています。

国が無断身辺調査

20省庁公務員「適格」5万人

機密扱う職務

外交や防衛など重要な秘密を扱う国家公務員に対し、国が3年前から本人の同意を得ずに身辺調査をしていくことが分かった。対象の公務員はほぼ全省庁にまたがり、調査の結果、約5万3000人を適格とし、不適格とされた公務員もいるとみられる。調査に根拠法令は「上」国による無制限のプライバシー情報収集に「なりかねず」行政機関個人情報保護法」の趣旨に反する恐れもある。【青島頭】

の有無を調査している。特別管理秘密を扱える国家公務員は、11年末で5万3162人いるが「不適格」とされた公務員数は「答えを差し控える」として、政府は調査項目を公表していないが、内閣官房が行政機関の重要な情報漏えいに厳罰を

科す「秘密保全法案」を検討する有識者会議の報告書では▽信用（金銭貸借）状態▽犯罪・懲戒処分歴▽精神の問題に関する通院歴などを例示している。内閣情報調査室の担当者、身辺調査について「任命権者の権限の範囲内で実施しており、法的に問題ない」と話している。

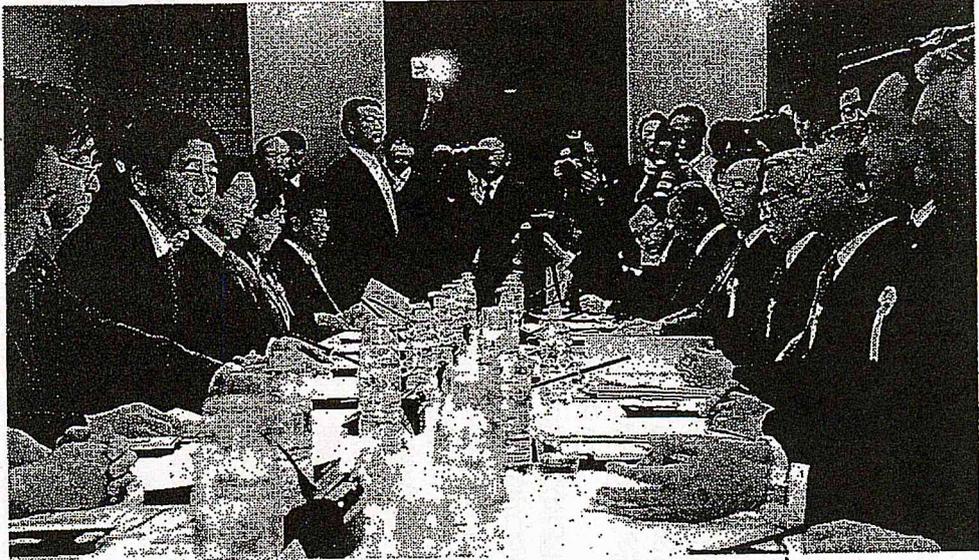
法的裏付けなく運用実態も不明
解説 思想・信条や犯罪歴、病歴などの個人情報やみに知られたくない「センシティブ情報」と呼ばれる。保護される度合いが高い個人情報

とされ、条例の規定でその収集を禁止している地方自治体もある。行政機関個人情報保護法には同様の規定はないが、「法令の定めるところを遂行するため必要な場合に限る」と定め、無制限の収集を認めていない。今回、身辺調査をしていた根拠になった「秘密取扱者適格性確認制度」は、法的な裏付けがないうえ、政府は運用の実態を明らかにしていない。このため、今年3月に仙台地裁が適法性の基準の一つに示した「正当な目的や必要性」に沿った個人情報収集かどうかのチェックも困難だ。政府が作成中の秘密

保全法案に照らせば、行政機関の間でセンシティブ情報が本人に無断で共有されている可能性は大きい。政府には収集実態を説明する責任がある。【露宏士、日下部聡】

調査は政府の定めた長が指定した外交や防衛など「特別管理秘密」の「秘密取扱者適格性確認制度」に基づき09年から実施。行政機関の省庁の権限で「適格性」を認めている。省庁が適格性確認をする際「必ずしも本人の同意を得ていない」とし

秘密保全法案 秋にも国会へ



国家機密を漏らした公務員らを厳しく罰する秘密保全法案が今秋にも国会に提出される。安倍晋三首相が「たむる日本版」
 「国家安全保障会議（NSC）」創設、集団的自衛権の行使容認に向けて、政府・自民党は法制化の必要性を強調するが、
 「戦争・治安立法」ともいえる同法案の先には憲法改正が待っている。
 （佐藤圭）

安倍政権が再び野心

先月二十九日夜、首相ならしはできていた。△「がNSCの設置を求
 官邸で開かれた「NSC 民主党政権時の秘密保 めた提言だった。そこに
 の創設に関する有識者会 全法制に関する有識者会 は「国家の秘密に接する
 議」第二回会合。磯崎陽 議が一年八月にまでめ 全ての者に秘密保持を義
 輔首相補佐官は「（秘密 た報告書は、福田、麻生 務づける法体系の新設・
 保全法案を）きちんと制 両政権時の官僚チームの 整備を行う」と明記して
 定する方向で検討してい 議論を踏襲している。つ あった。NSCの創設を
 る」と説明した。提出時 まり自公政権で尻切れと 名目に、情報統制の網
 期は早ければ、秋の臨時 んばに終わったものが、 をかぶせよ」というの
 国会になる。 民主党政権に引き継がれた。

秘密保全法案は、二〇 たにすぎない。
 一〇年の中国漁船衝突映 さらに言えば、福田、 権ではNSCの創設は果
 像流出事件を機に、民主 麻生両政権に法制化の検 たせなかった。安倍首相
 党政権が推し進めたとい 討を促したのは、小泉政 が復活した今、NSCと
 うのが一般的な見方だ。 権末期の〇六年六月、自 秘密保全法案がセットで
 ところが実際は、福田、 民党の「国家の情報機能 推進されるのは当然の流
 麻生両政権で法制化の地 強化に関する検討チー れといえる。
 国家安全保障会議の創設に関する有識者会議（あじさつ）
 する安倍首相（左から3人目） 11月3日、首相官邸で

NSCとともに、安倍
 政権の外交・安全保障政
 策の目玉である「国家安

日本版NSC創設とセット

安全保障基本法案」。政府
 の憲法解釈で禁じられた
 集団的自衛権の行使を認
 める同法案でも、秘密保
 全法案の必要性が強調さ
 れている。自民党案には
 「秘密が適切に保護され
 るよう法律上、制度上の
 措置を講じる」とある。
 民主党政権では秘密保
 全法案を突破口に、「戦
 争できる国」へと突き進
 むことが懸念された。一
 方、安倍政権の秘密保全
 法案は、安保基本法案の
 ような「戦争立法」にが
 っかりと組み込まれてい
 る。その背後には、一九
 八〇年代のスパイ防止法
 案の廃案以降ずっと機会
 をつかがってきた官僚の
 執念が見え隠れする。〇
 一年の米中核同時テロに
 乗じた日米軍事情報保
 護強化の延長と見ること
 もできる。
 軍事ジャーナリストの前
 田哲男氏は「自民党で
 は、秘密保全法制と集団
 的自衛権の行使は車の両
 輪として位置付けられて
 きた。『戦争できる国』
 をつくるために秘密保全
 法制がある。こつした本
 質が安倍政権では前面に
 出ている」と指摘する。

「戦争できる国」の扉か

改憲準備の治安立法

秘密保全法制に関する 有識者会議の報告書骨子

秘密の範囲 ①国の安全②外交③公共の安全と秩序の維持—のうち、国の存立にとって重要な情報を「特別秘密」に指定。国の行政機関にとどまらず、都道府県警や民間事業者、大学にも適用

秘密の管理 秘密を取り扱う人を選別する「適性評価制度」を法的に位置づける。外国への渡航歴、借金や返済の状況などのプライバシーを調査。第三者への照会・質問も行う

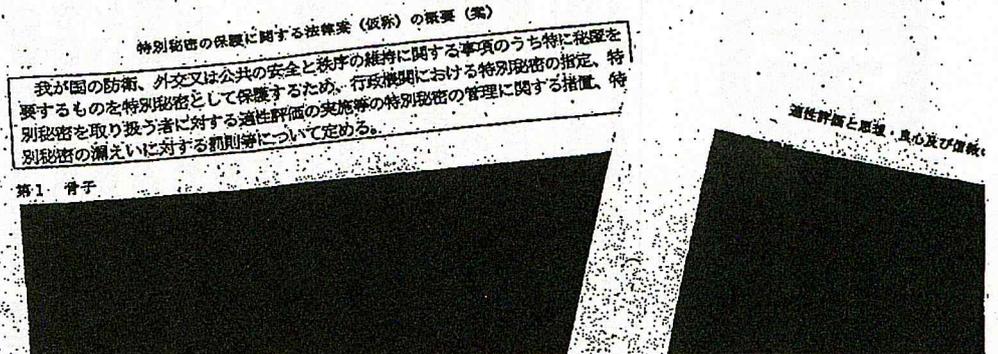
罰則 公務員による秘密漏えい行為だけでなく、秘密を漏らすよう働きかける行為などを懲役5年または10年に処する

秘密保全法案の内容や検討過程は明らかになっ
ていない。
現段階では、秘密保全
法制に関する有識者会議
の議論からうかがい知る
しかないが、事務局の内
閣情報調査室(内調)は
議事録を作成せず、職員
のメモを破棄するなど
「隠蔽工作」を徹底し
た。唯一の手掛かりとも
いえる同報告書「表」を
読むと、憲法で保障され
た表現の自由や思想・良
心の自由を脅かしかねな
い危険な法案だ。日本新
聞協会や日弁連は反対を
表明している。

がっては困ると、巧妙に
情報管理している。世
論の猛反発で廃案に追い
込まれたスパイ防止法案
の「の舞い」を避けたいの
ではないかとみる。
新海氏らが昨年三月、
法案の内容や関係省庁間
の協議文書の開示を請求
したところ、「未成熟な
情報に基づく混乱を生じ
させるおそれがある」と
して大部分が開示されな
かった。

法案は昨年三月時点で
完成し、同四月には逐条
解説案や用例集案まで用
意されていた。法案の仮
案は「特別秘密の保護に
する」との説明は、有識
者会議の報告書に沿って
いる。
昨年四月末までの関係
容易に理解できる。外交
に、秘密保全法案の問題

公務員のみならず民間も対象



ほとんどが黒塗りで見えなかった、秘密保全法案や法案化の作業過程に関する文書

・防衛と比べると、治安
点をしっかりと訴えてい
の問題は、より密接に市
民生活と関わってくる。
前出の前田氏は「この
都道府県警本部長が秘密
指定の権限を持つては、全
国の隅々にまで国の情報
統制が及ぶことになる。
政府としては国民に隠し
ておきたい話だ」(新海
氏)

自民党が参院選に勝て
ば、NSC設置法案や安
保基本法案、それらとせ
つと秘密保全法案が次
々と成立しかねない。そ
うなれば憲法改正への外
堀は埋まったよつなもの
だ。
だが、この問題に積極
的に取り組んでいるのは
日弁連などに限られてい
る。世論の関心が高いと
は言えず、今のところは
官僚の情報管理は功を奏
している。

新海氏らは昨年十一
月、国に不開示処分の取
り消しを求める行政訴訟
を名古屋地裁に起こし
た。新海氏は「参院選ま
でに判決を得たい。不十
分な内容であっても問題
提起になる。安倍首相が
「警察が秘密保全法案
に一番熱心であることが
参院選で勢いをつける前
に、秘密保全法案の問題

ただでさえ、不安を
感じる上、議論の内容
も見えないとなれば、
不安はさらに大きくな
る。しかも、世の中は
どこの政党だろうとだ
れが首相になろうと、
原発事故以降、政府の
言っことを信じていな
い。頭から疑っている。
安倍さんの支持率は
高いが、無理をすれば、
この問題で大きく
下がる。(栗)

反対の市民ら「危機感共有を」

ただでさえ、不安を
感じる上、議論の内容
も見えないとなれば、
不安はさらに大きくな
る。しかも、世の中は
どこの政党だろうとだ
れが首相になろうと、
原発事故以降、政府の
言っことを信じていな
い。頭から疑っている。
安倍さんの支持率は
高いが、無理をすれば、
この問題で大きく
下がる。(栗)

